

放課後等デイサービスの現状と今後について

2025年10月15日
こども家庭庁支援局 障害児支援課

こども家庭庁について

こども家庭庁とは？

1. こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。わたしたちはみなさん**一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなか**に置きアクションしていきます。

そしてみなさんにとって**最もよいことは何かを考えて、政策に反映**していきます。

みなさんや子育てしている人たちの**困っていることに向き合い**、いざというときに**守るための仕組み**をつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔、それがこども家庭庁です。

(こども家庭庁HP、大臣メッセージより)

2. こども家庭庁の役割

(1) こども政策の**司令塔としての総合調整**

例：少子化対策 など

(2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**

例：こどもの意見反映の仕組み、幼児期までのこどもの育ち指針、こどもの居場所、日本版DBSの創設 など

(3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**

例：保育、母子保健、社会的養育、こどもの貧困対策、こどもの自殺対策、虐待防止対策、障害児対策 など

3. こども家庭庁の基本姿勢

(1) **こどもや子育て中の方々の視点**に立った政策立案

(2) **地方自治体**との連携強化

(3) **様々な民間団体**とのネットワークの強化

こども家庭庁とは？

- こども家庭庁の内部組織は、長官官房、成育局及び支援局の1官房2局体制。
- 定員については、内部部局が350名、施設等機関が80名、合計430名。

長官官房(企画立案・総合調整部門)

○長官、官房長、総務課長、参事官(会計担当)、参事官(総合政策担当)

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整(こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等)
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等(こどもDXの推進を含む)
- 地方自治体との連携強化
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善 など

成育局

○局長、審議官、総務課長外5課長・1参事官

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- 保育対策
- 幼児期までの全てのこどもの育ちの保障
- 全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全 など

支援局

○局長、審議官、総務課長外3課長

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの自殺対策
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- **障害児支援**
- 地域におけるいじめ防止対策 など

障害福祉施策の所管について

- こども家庭庁は、子育て支援施策の中で障害や発達に課題のあるこどもへの支援を所掌し、障害児の福祉の増進や保健の向上（障害児福祉サービス、医療的ケア児への支援等）を担う。
- 厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者に対するサービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を担う。

○こども家庭庁設置法 （所掌事務）

第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

八 第四号から前号までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること。

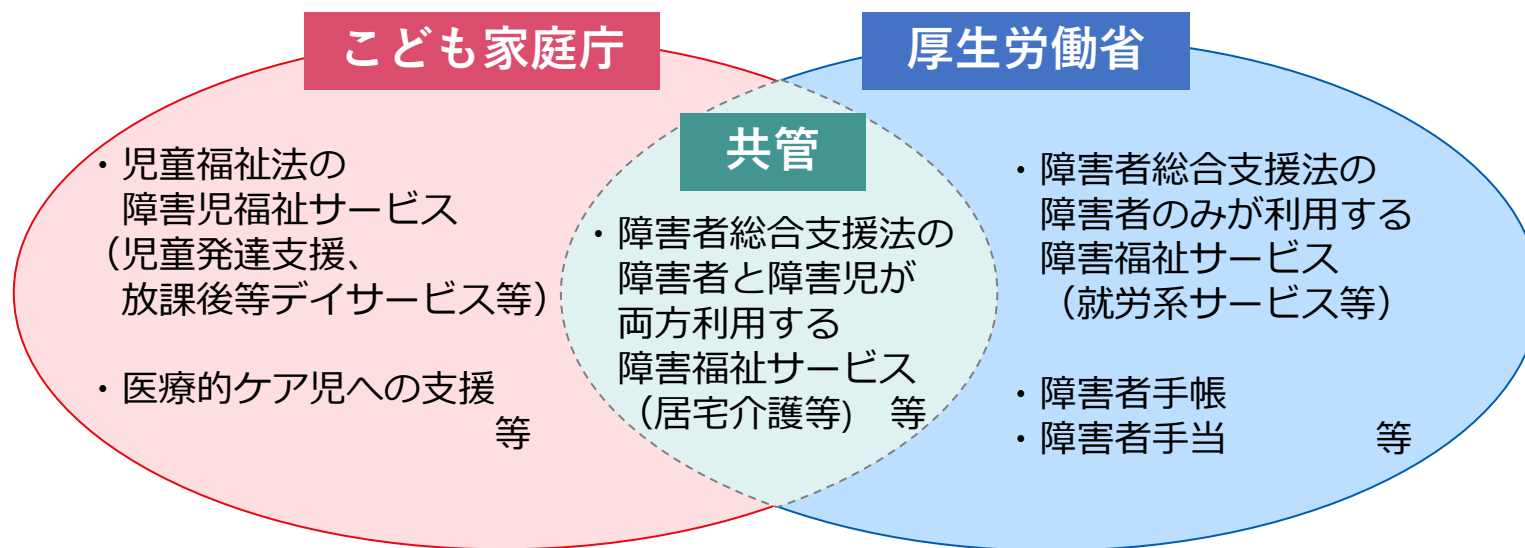
十二 こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものを除く。）。

○厚生労働省設置法（平成11年法律第97号） （所掌事務）

第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

八十七 障害者の福祉の増進に関すること。

八十八 障害者の保健の向上に関すること。



こども基本法

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けない**ようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱等について

R5年4月: **こども政策推進会議**(会長:総理、構成員:全閣僚)を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。

9月29日:こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。

→ **こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**(対面・オンライン等)

12月1日:**こども家庭審議会「答申」**(こども政策担当大臣に手交) → 答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成

12月22日:**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**

※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年6月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱

根拠:こども基本法(R5年4月施行)。**今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、既存の3大綱(※)を一元化。

※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的:全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「**こどもまんなか社会**」の実現

基本的な方針:こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**

- ①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る
- ②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
- ③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**
- ④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
- ⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現
- ⑥**施策の総合性**の確保

重要事項:こども・若者の、子育て当事者への支援についても記載

施策推進の必要事項:こども・若者の社会参画**ライフステージ別に記載**・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠:こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(R3年12月閣議決定)

- ・**こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人が**共有すべき理念**として整理
- ・こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
 - ①こどもの**権利と尊厳**
 - ②**安心と挑戦**の循環(**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性)
 - ③**切れ目なく**育ちを支える
 - ④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
 - ⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針

根拠:こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(R3年12月閣議決定)

- ・こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
- ・居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
 - ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
 - ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
 - ③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
 - ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

こども大綱について

こども政策に関する重要事項～こども大綱～

1 ライフステージを通じた重要事項

○こども・若者が**権利の主体**であることの**社会全体での共有等**

(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)

○**多様な遊びや体験**、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)

○こどもや若者への切れ目のない**保健・医療**の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)

○こどもの**貧困対策**(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)

○**障害児支援・医療的ケア児等**への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)

○**児童虐待防止対策と社会的養護**の推進及び**ヤングケアラー**への支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)

○こども・若者の**自殺対策**、犯罪などからこども・若者を守る**安全対策**

(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの**将来にわたるウェルビーイングの基礎**を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、**自己肯定感や道徳性、社会性などを育む**時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、**アイデンティティーを形成**していく時期。

・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり

・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて**自己の可能性を伸展させる**時期。

・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、**自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合える**ようにする。

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援

○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

(5)障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

こども未来戦略について

23年12月決定

こども未来戦略MAP



★は、企業や全世代が応援して拠出する「子ども・子育て支援金」を充てて実施する施策です。

「こども未来戦略」(障害児支援関係)

「こども未来戦略」～ 次元の異なる少子化対策の実現に向けて ～ (抜粋) (令和5年12月22日閣議決定)

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

２．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(５) 多様な支援ニーズへの対応

～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～
障害児支援、医療的ケア児支援等

障害児支援、医療的ケア児支援等

○ こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めるとともに、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

(早期発見・早期支援等の強化)

○ 保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、地域において様々な機会を通じた発達相談、発達支援、家族支援の取組を進め、早期から切れ目なく子供の育ちと家族を支える体制の構築を進める。

(地域における支援体制強化とインクルージョンの推進)

○ 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。

○ こうした支援体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。

(専門的な支援の強化等)

○ 医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化するとともに、医療的ケア児について一時的に預かる環境の整備や保育所等における受入れ体制の整備を進める。

○ また、補装具費については、障害のあるこどもにとって日常生活に欠かせないものであり、成長に応じて交換が必要なものであることを踏まえ、保護者の所得にかかわらずこどもの育ちを支える観点から、障害児に関する補装具費支給制度の所得制限を撤廃する。

○ 全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進めるとともに、ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める。

障害児と医療的ケア児への支援を強化し、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが地域で安心して共に育ち暮らすことができる包摂的な社会づくりを強力に進める。

課題

- ◆ こどもの育ちに不安、どこで誰に相談すればよいかわからない、支援につなげられない
- ◆ 専門的な発達支援を受けたい

- ◆ 医療的ケアの必要なこどもを預かってくれる場所が少ない

- ◆ 成長に応じて補装具を頻繁に買い替えられない（経済的な負担が大きい）

- ◆ 障害があっても、みんなといっしょに遊び、学びたい
- ◆ いろいろなイベントにも参加したい



- ◆ 住んでいる地域で支援に差がある（隣の地域で受けられる支援が自分の地域では受けられない）

加速化プランでの対応

本人支援・家族支援の充実

●早期からの切れ目のない支援の推進

- 乳幼児健診、親子教室、保育所などの **身近な機会・場所での発達相談を充実**
- 支援 **人材の育成促進** により地域の障害児支援事業所の支援技術を上



●医療的ケア児等の預かり環境の整備

- 医療的ケア児や重症心身障害児を **一時的に預かる環境を整備**



●こどもの補装具費支給制度の所得制限の撤廃

- 障害のあるこどもの日常生活と成長に欠かせない **補装具費支給制度の所得制限を撤廃**



地域社会の参加・包摂（インクルージョン）の推進

●障害児・医療的ケア児の地域での受入環境の整備

- 児童発達支援センターによる **専門人材の巡回支援や看護師等の配置促進** により、 **保育所等の受入体制を強化**
- 習い事や地域のイベントなどに専門人材を派遣し、様々な場での受入環境の整備を促進



地域の支援体制の強化

●児童発達支援センター等の強化

- 地域の障害児支援の中核となる児童発達支援センターや医療的ケア児支援センター等の体制や支援機能を強化



目指す姿

様々な機会・場所での「気づき」を、**専門的支援に早くつなげる**

休息やきょうだいと過ごす時間が確保される



こどもの**成長にあった補装具**を使うことができる

保育所、習いごと、イベントなどの**地域の様々な場で、ともに過ごし・育つ**ことができる

全国どの地域でも、必要な支援が受けられ、ともに育ち暮らせる社会を実現

こども基本法、こども大綱、自治体こども計画、 こども未来戦略（加速化プラン）の関係性について

こども基本法（令和4年6月成立、令和5年4月施行）

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。

第9条でこども大綱について、第10条で自治体こども計画について規定。

努力
義務

こども大綱（令和5年12月閣議決定）

こども基本法に基づき、**政府全体の幅広いこども政策全体について今後5年程度の基本的な方針・重要事項等**を定めるもの。

勘案

具体化

自治体こども計画

こども大綱を勘案し、各自治体において策定。

- ・各法令等に基づくこどもに関する計画等を一体のものとして作成することができる
- ・こども施策に全体として横串を刺すこと、住民にとって分かりやすいものとする 等を期待

※市町村は国の大綱とともに都道府県こども計画を勘案。

こどもまんなか実行計画 （こども政策推進会議決定）

こども大綱に基づき具体的にに取り組む施策をとりまとめるもの。毎年改定。

こどもまんなか実行計画2024
は令和6年5月に決定。

こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）

2030年代に入るまでを、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスととらえ、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、
・若い世代の所得を増やす、
・社会全体の構造・意識を変える、
・全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することを基本理念とし、
こども・子育て政策を抜本的に強化するために取りまとめ。

こども・子育て支援加速化プラン （3.6兆円規模）

令和6～8年度の3年間で集中取組期間とし、上記についての具体的な取組を実施。2028年度までに完了。

盛り込み

障害児支援施策の最近の主な動向について

障害児支援施策における最近の主な動向

令和3年度

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)の施行(9月)

障害児通所支援の在り方に関する検討会(厚生労働省)

令和4年度

- 改正児童福祉法(令和4年法律第66号)の成立(6月)
 - ・ 児童発達支援センターの役割・機能強化
 - ・ 放課後等デイサービスの対象児童の見直し
 - ・ 障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築 等

障害児通所支援に関する検討会(厚生労働省)

令和5年度

- こども家庭庁創設
 - ・ 厚生労働省より、障害児支援が移管
 - ・ こども家庭審議会障害児支援部会を設置

令和6年度

- 改正児童福祉法の施行(4月)
- 障害福祉サービス等報酬改定
- 児童発達支援ガイドライン・放課後等デイサービスガイドライン改訂、保育所等訪問支援ガイドライン策定

障害児支援における人材育成に関する検討会(こども家庭庁)

令和7年度

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会について(こども家庭庁)

令和6年度 こども家庭庁障害児支援課より発出している主な各種ガイドライン・手引き等

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き

(令和6年7月発出こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

児童発達支援ガイドライン【改訂版】(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

放課後等デイサービスガイドライン【改訂版】(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

障害児支援の安全管理に関するガイドライン(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂について

(令和6年7月発出厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

障害児支援の安全管理に関するガイドライン(令和6年7月発出こども家庭庁支援局長通知)

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

(令和6年7月発出こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

地域における児童発達支援センター等を 中核とした障害児支援体制整備の手引き

児童発達支援センターの役割・機能の強化（1. ③関係）

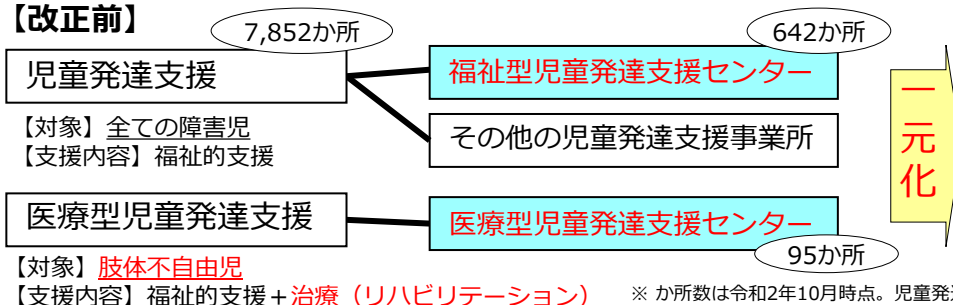
<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

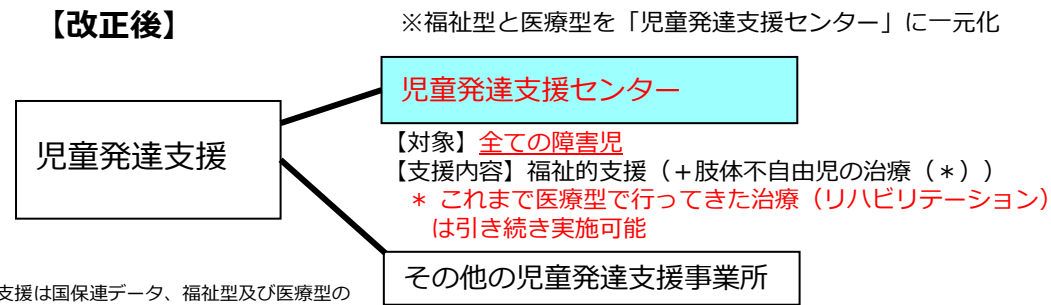
<改正後の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
⇒ これにより、多様な障害のあるこどもや家庭環境等に困難を抱えたこども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
　　<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

【改正前】



【改正後】



※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

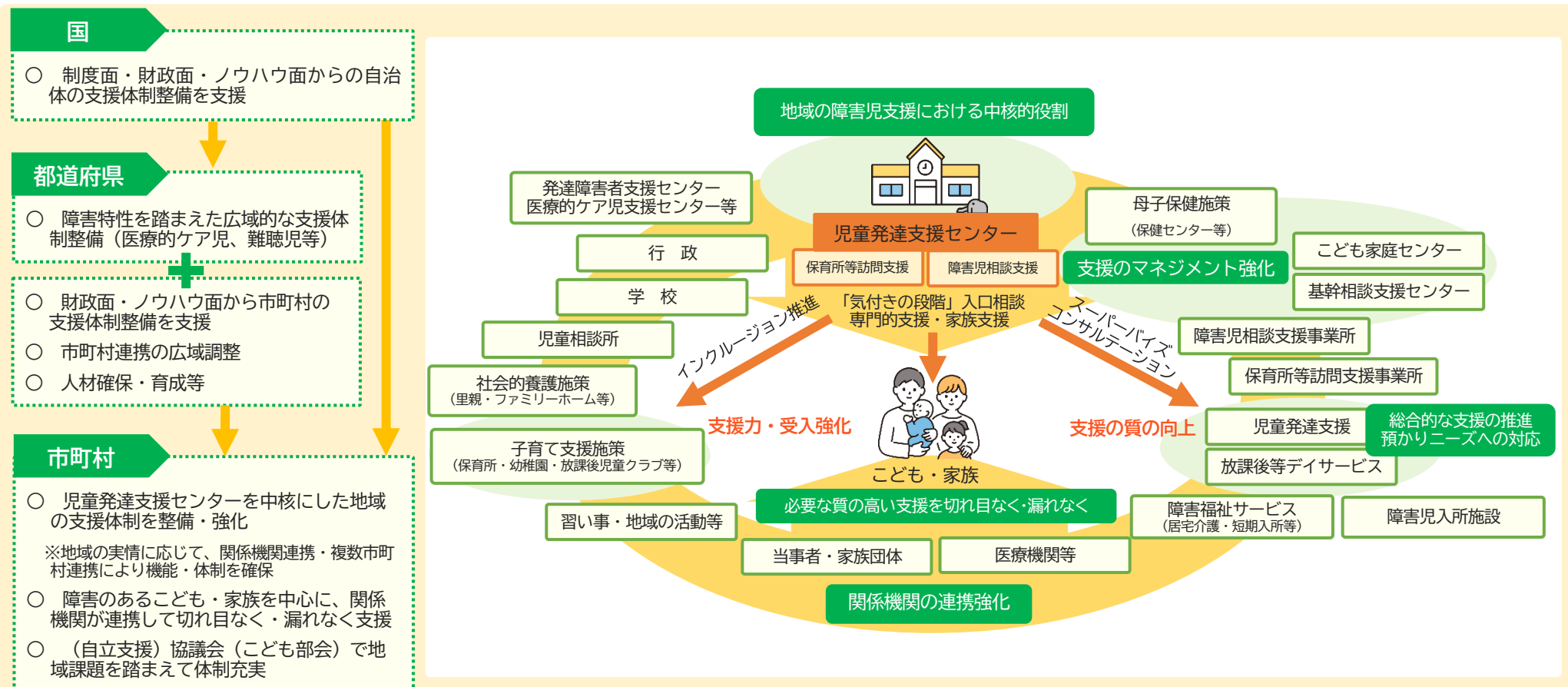
地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要①

○ 本手引きの目的及び本手引きの活用で期待されること

- 本手引きは、地域全体で支援を要することも・家族を支え、地域においてこどもを育てるために必要な中核機能の発揮のために、都道府県・市区町村や児童発達支援センターが何をすべきかを示すことを目的に作成。
- 都道府県・市区町村や児童発達支援センターには、本手引きを活用し、地域の支援ニーズや地域資源の状況等も踏まえながら、それぞれの地域に応じた形で中核機能が発揮されるよう整備・取組を進めていただくことを期待する。

○ 地域における障害のあるこどもへの支援体制の整備に係る基本的な考え方

- 障害の有無に関わらず身近な地域で、育ち・暮らすことができる体制を整備すること。
- こどもと家族をまんなか（中心）に据えて、地域の関係者・関係機関が連携して、「切れ目なく」、「漏れなく」、必要な支援が行われる地域づくりを進めること。
- 個々のニーズに応じた質の高い支援を提供する体制を整備すること。加えて、こども施策全体の中での支援を進めインクルージョン（社会的包摂）を推進すること。



地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要②

○ 児童発達支援センターの位置づけ

改正児童福祉法が令和6年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割は以下のとおり位置づけられており、法的にも地域における障害児支援の中核としての役割を求められるものとされている。

児童福祉法43条

児童発達支援センターは、**地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関**として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

○ 児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と期待される役割は以下のとおり。

中核機能①

幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能

中核機能②

地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通じ、地域の事業所の支援の質を高めていく機能

中核機能③

地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能

中核機能④

地域の発達支援に関する入口としての相談機能

発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気づき」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能



地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き 概要③

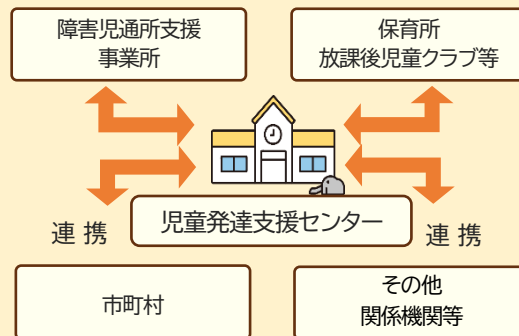
○ 児童発達支援センター等を中核とした体制整備の形態

- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、市町村が主体となり、検討していくことが重要。
- 広域連携が必要な場合等は都道府県の適切な支援や判断等も必要。
- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、大きく分けて以下の2つに分けることができる。

① 主に児童発達支援センターが中心となる 中核拠点型

中核拠点型 例

1か所又は複数の児童発達支援センターが、地域において4つの中核機能を十分発揮できる場合には、児童発達支援センターを中心に中核機能を提供する。



その他
児童発達支援センターの支援体制を踏まえた上で、難聴児、重症心身障害児、肢体不自由児等、それぞれの障害種別に対する専門性や、学齢期に強みを有する放課後等デイサービス等、児童発達支援センターの有する機能と、それぞれの事業所が有する機能を生かした連携体制を構築することにより、地域全体で支援体制を整備する場合 等

② 児童発達支援センター以外の機関等を含め、地域全体で中核機能を発揮する 面的整備型

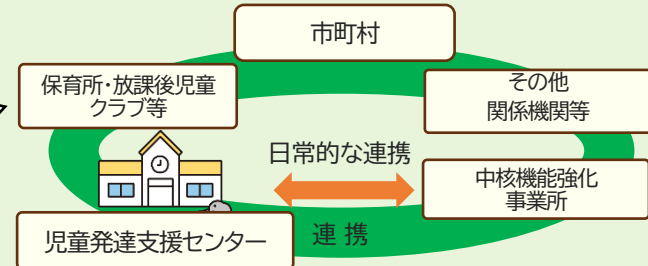
面的整備型 例 ①

人口規模が大きい場合(特に児童人口規模が大きい場合)や広域である場合等により、設置されている児童発達支援センターだけでは支援体制の確保が不十分であると市町村が判断し、児童発達支援センターを中核拠点としながら、あわせて中核機能強化事業所をランチとして位置付ける等、児童発達支援センターと中核機能強化事業所が、日常的な連携体制を構築することにより、地域の支援体制を整備する場合。



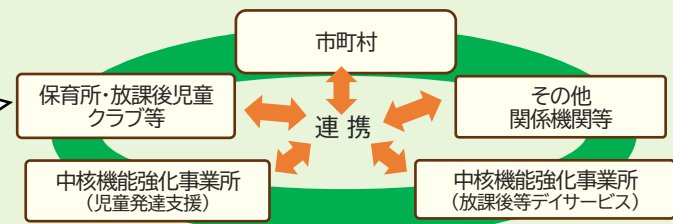
面的整備型 例 ②

既に、地域において市町村や児童発達支援センターと連携を図りながら中心的な役割を担っている事業所があり、引き続き連携を図る必要があると市町村が判断する場合(これまでの取組から、中核機能強化事業所としての役割を果たすことが可能であると期待される場合)。



面的整備型 例 ③

地域の中で1又は複数事業所で協同して、専門性や地域支援機能を発揮するとともに、障害児支援、母子保健施策や子育て支援施策等の関係機関と連携体制を構築して、地域の支援体制を整備する場合。



地域のニーズや地域資源の状況等、地域の実情は様々である。地域の実情により、体制整備の方向性も異なるものであり、必ずしも最初から明確に「中核拠点型」又は「面的整備型」のいずれかのみを選択するものではなく、地域の実情を踏まえて柔軟に検討を行うことが望ましい。いずれにせよ、身近な地域で4つの中核機能を提供できる体制を整備していくことが重要である。

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和7年度予算 国実施分 0.6億円 (0.1億円)
 ＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 自治体実施分 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法施行等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

● 国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する。(自治体実施事業とも連携)

● 自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員(地域支援体制整備サポート職員)を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

(例)

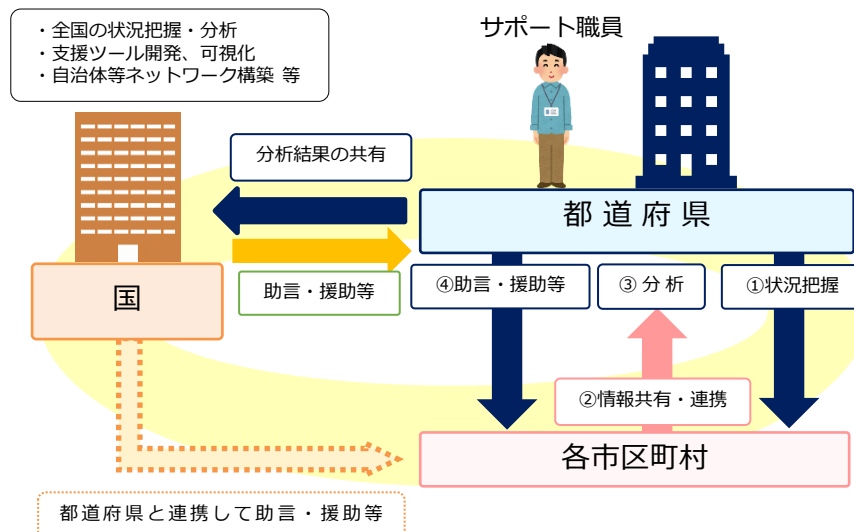
- 児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- 保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- 母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- 障害児相談の体制整備の状況も踏まえた給付決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

(状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携)

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

実施主体等

【実施主体】国実施分：国（委託により実施） 自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市
 【負担割合（自治体実施分）】国 10/10

【補助基準額（自治体実施分）】定額

ガイドライン改訂について

■ 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドライン共通の主な改訂のポイント ■

① こども施策としての推進

(旧)ガイドライン

障害福祉施策として、
**障害児と障害者の施策を一元的
に推進**

障害児支援の基本理念



(新)ガイドライン

こども施策として、
**他のこども施策と一元的
に推進**

こども施策の基本理念
障害児支援の基本理念

障害児支援が、他のこども施策と一元的に推進されるようになったことを踏まえ、障害の有無に関わらず、全てのこどもにとって重要である、こども基本法に基づく、こども施策の基本理念を前面に位置づけ、こどもとしての権利を示す。

③ 発達支援の整理

(旧)ガイドライン

○ 発達支援(本人支援、移行支援)

○ 家族支援

○ 地域支援



(新)ガイドライン

○ 本人支援

○ 移行支援

○ 家族支援

○ 地域支援・地域連携

こどもは、家庭や地域社会での生活等を通じて育っていくことが重要であることから、発達支援は、個々に応じたオーダーメイドの「本人支援」に加え、「移行支援」、「家族支援」、「地域支援・地域連携」が総合的に提供されることが基本であるものと整理。

② 障害児支援における基本理念の見直し

～ 障害児支援の基本理念 ～

- ① 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供
- ② 合理的配慮の提供
- ③ 家族支援の提供
- ④ 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進
- ⑤ 事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供

こども施策の基本理念との連続性を踏まえ、障害児支援における基本理念を見直し。これらの基本理念を踏まえ、こどもや家族のウェルビーイングの向上や、エンパワメントを前提とした支援、インクルージョンの推進等が重要であることを示す。

④ 5領域を踏まえた総合的な支援提供の推進



従前の児童発達支援ガイドラインにおいても、こどもの発達を総合的に捉えるための重要な視点として5領域が示されていたが、改訂に伴い、放課後等デイサービスガイドラインにも5領域を位置付けるとともに、アセスメントや個別支援計画との連動性が明確化され、総合的な支援提供が基本であるものと位置付ける。

児童発達支援ガイドライン・放課後等デイサービスガイドライン改訂の主なポイント

■ 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドライン共通の主な改訂のポイント ■

⑤ 権利擁護のさらなる推進

- こどもの権利条約、障害者権利条約、こども基本法等を踏まえ、障害のあるこどもと家族の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、支援提供を進めることが重要であることを位置づける。

⑥ 支援の見える化

- 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、5領域との関連性を明確にした支援プログラムを作成・公表することを求める。

⑦ 自己評価の実施方法の明確化

- 従業者評価と保護者評価を踏まえ、全職員による共通理解の下で、自己評価を行うことを明確化するとともに、事業所等の強みや弱みを分析し、さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めていく必要があることを示す。

■ 児童発達支援ガイドラインの主な改定のポイント ■

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法を踏まえ、児童発達支援センターの中核的役割を、ガイドラインにおいても明確化。児童発達支援共通の役割に加え、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関としての役割を示す。



- 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」(令和5年12月閣議決定)を踏まえ、アタッチメントの形成を児童発達支援の目標に位置付ける。

■ 放課後等デイサービスガイドラインの主な改定のポイント ■

- 従前、それぞれの役割に応じて分けられていた構成(3部構成)を、児童発達支援ガイドラインと揃える形で構成を見直し。
- 「こどもの居場所づくりに関する指針」(令和5年12月閣議決定)を踏まえ、居場所づくりの観点を反映。
- 放課後児童クラブの運営指針も参考に、こどもの発達過程の目安を位置づける。
- 放課後等デイサービスにおける4つの基本活動を見直し。



児童発達支援ガイドラインについて

ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

児童発達支援の役割

- 主に就学前の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

児童発達支援の目標

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ○ アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実 | ○ こどもと地域のつながりの実現 |
| ○ 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定 | ○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進 |

児童発達支援の方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせで行うなど、包括的かつ丁寧に支援を行っていくことが重要。
- ※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
- ※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
- ※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

児童発達支援の内容

①本人支援 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援	②家族支援 こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援	③移行支援 こどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていく支援、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援	④地域支援・地域連携 こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携によるこどもや家族の支援
--	---	---	--

児童発達支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用することもと家族のニーズを適切に把握し**(5領域の視点等を踏まえたアセスメント)**、児童発達支援が提供すべき支援の内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し**(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成)**、全ての職員が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていくように調整する。作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、児童発達支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 市町村、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、学校や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用することもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- **総合的な支援の推進**と**事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、**5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)**を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な**設備**、**具体的計画**の作成や周知、定期的な**避難訓練**、**事業継続計画(BCP)**の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、緊急時における対応方法についての**マニュアル**の策定・訓練、**救急対応**に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

放課後等デイサービスガイドラインについて

ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービスは、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約2万箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、放課後等デイサービスにおける支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

放課後等デイサービスの役割

- 学齢期の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との並行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

放課後等デイサービスの目標

- 生きる力の育成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

放課後等デイサービスの方法

- **こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせるなど、包括的かつ丁寧に支援を行っていくことが重要。**
※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

放課後等デイサービスの内容

①本人支援 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の 5領域 の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援を 4つの基本活動を組合せて 提供する。		②家族支援 こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援		③移行支援 こどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援		④地域支援・地域連携 こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携による支援	
日常生活の充実と自立支援のための活動		多様な遊びや体験活動					
地域交流の活動		こどもが主体的に参画できる活動					

放課後等デイサービスの流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し（**5領域の視点を踏まえたアセスメント**）、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し（**将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成**）、全ての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていくように調整する。作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、放課後等デイサービス計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関（※）が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 市町村、医療機関、学校等、他の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、放課後児童クラブ等、こども家庭センターや児童相談所、（自立支援）協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- **総合的な支援の推進**と**事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、**5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)**を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な**設備**、**具体的計画**の作成や周知、定期的な**避難訓練**、**事業継続計画(BCP)**の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、緊急時における対応方法についての**マニュアル**の策定・訓練、**救急対応**に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

保育所等訪問支援ガイドラインについて

ガイドライン策定の背景

- 平成24年の児童福祉法改正以降、身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は大きく改善した一方、インクルージョンの取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、保育所等訪問支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして、新たにガイドラインを策定。

ガイドラインの目的

- 保育所等訪問支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、保育所等訪問支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

保育所等訪問支援の役割

- 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)など、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うこと。

保育所等訪問支援の目標

- こどもの集団生活への適応とこどもの育ちの充実
- 成長を喜びあえる土台作りと家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- 訪問先施設への支援を通じたこどもの育ちの安定
- 保育所等における全てのこどもの育ちの保障

保育所等訪問支援の方法

- **こどもや家族への面談**や**訪問先施設への訪問**等による**アセスメント**により把握したニーズに基づき、訪問日の日程調整を行った上で、保育所等を**訪問**し、こどもの様子を丁寧**に観察**し、**こども本人に対する支援**(集団生活への適応や日常生活動作の支援など)や**訪問先施設の職員に対する支援**(こどもへの理解や特性を踏まえた支援方法や関わり方の助言など)、**支援後のカンファレンス等におけるフィードバック**(支援の対象となるこどものニーズや今後の支援の進め方など)を提供することを通じて、こどもの**集団生活への適応を支援**するとともに、こどもの**特性を踏まえた関わり方や環境の調整**などについて助言していく。
- こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であり、訪問支援の実施後は、**家族への報告**を行い、家庭生活において、支援の内容を踏まえたこどもとの関わり方の改善や環境の調整等を促していくとともに、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる**地域の様々な関係者や関係機関と連携**して支援を進めていくことが重要。

保育所等訪問支援の内容

①こども本人に対する支援 こどもが集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるよう、訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援を行うこと	②訪問先施設の職員に対する支援 訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させることができるよう、こどもの発達段階や特性の理解を促すとともに、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設的环境等について助言を行うこと	③家族支援 家族が安心して子育てを行うとともに、安心してこどもを保育所等に通わせることができるよう、保護者に対し、訪問先施設におけるこどもの様子や、訪問先施設の職員のこどもへの関わり方などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えること
---	--	--

保育所等訪問支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、保育所等訪問支援計画を作成し、これに基づき支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援を利用することもと家族のニーズを適切に把握し、保育所等訪問支援が提供すべき支援の内容を踏まえて保育所等訪問支援計画を作成し(**将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成**)、全ての職員が保育所等訪問支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した保育所等訪問支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 保育所等訪問支援計画の「支援目標」及び「支援内容」については、保育所等訪問支援そのものがインクルージョンを推進するものであることを踏まえ、こどもが訪問先施設での生活に適応し、**今の生活と将来の生活の両方を充実**させていく観点から組み立てていく必要がある。
- 保育所等訪問支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、保育所等訪問支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 訪問先施設、市町村、児童発達支援センター、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等、類似事業(地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業)の実施機関
- セルフプランにより複数の事業所等を利用することもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価、保護者評価**及び**訪問先施設評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 訪問先施設に滞在する間は、訪問先施設の定める運営規程等に従うことが必要であり、事前に訪問先施設に確認の上、ルールやマニュアル等も確認し、訪問する職員に周知徹底しておくことが必要。
- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定・訪問先施設との共有、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、訪問先施設における事故発生時の**対応方法の事前確認**が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について

「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」

障害や発達に特性のある子どもやその家族への支援には、教育・福祉等による連携が求められ、こども大綱（令和5年12月22日付け閣議決定）等でもその旨盛り込まれている。障害福祉サービス等報酬や予算等の関係する概要や教育と福祉等の連携のポイント及び留意点等を整理し、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省の連名課長通知を発出し、より一層の連携による取組を依頼した（令和6年4月25日付け）。

1 福祉分野における教育との連携推進の取組

障害児通所支援事業所や障害児入所施設と学校等が連携した支援を一層推進できるよう、障害福祉サービス等報酬改定において取り組むこととしている下記の取組について、協力を依頼。

- (1) 関係機関との連携の強化
- (2) 将来の自立等に向けた支援の充実
- (3) 継続的に学校に通学できない児童への支援の充実
- (4) 強度行動障害を有する児への支援の充実
- (5) インクルージョンの取組の推進
- (6) 保育所等訪問支援の充実
- (7) 地域生活に向けた支援の充実
- (8) 相談支援の充実

2 教育分野における福祉との連携推進の取組

各学校が作成する個別の教育支援計画を活用し、引き続き学校と関係機関等との情報の共有を促進すること、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年通知）や本通知の1の記述を参考として一層の取組を促進することを依頼。

3 教育と福祉の連携を推進する予算事業

4 教育福祉連携を推進する研修等

5 障害児福祉計画を踏まえた関係機関の連携体制の構築

6 学校と放課後等デイサービス事業所等の連携に関する好事例の横展開

こ支障第125号
6初特支第2号
障障発0425第1号
令和6年4月25日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国立大学学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）

こども基本法（令和4年法律第77号）第9条第1項に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）においては、常にこども（若者を含む。以下同じ）の最善の利益を第一に考え、こども・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもを権利の主体として認識し、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくこととされています。

特に、障害や発達に特性のある子どもやその家族への教育と福祉等が連携した支援については、障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていくこととされており、こども大綱やこども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）においてもその旨盛り込まれたところです。

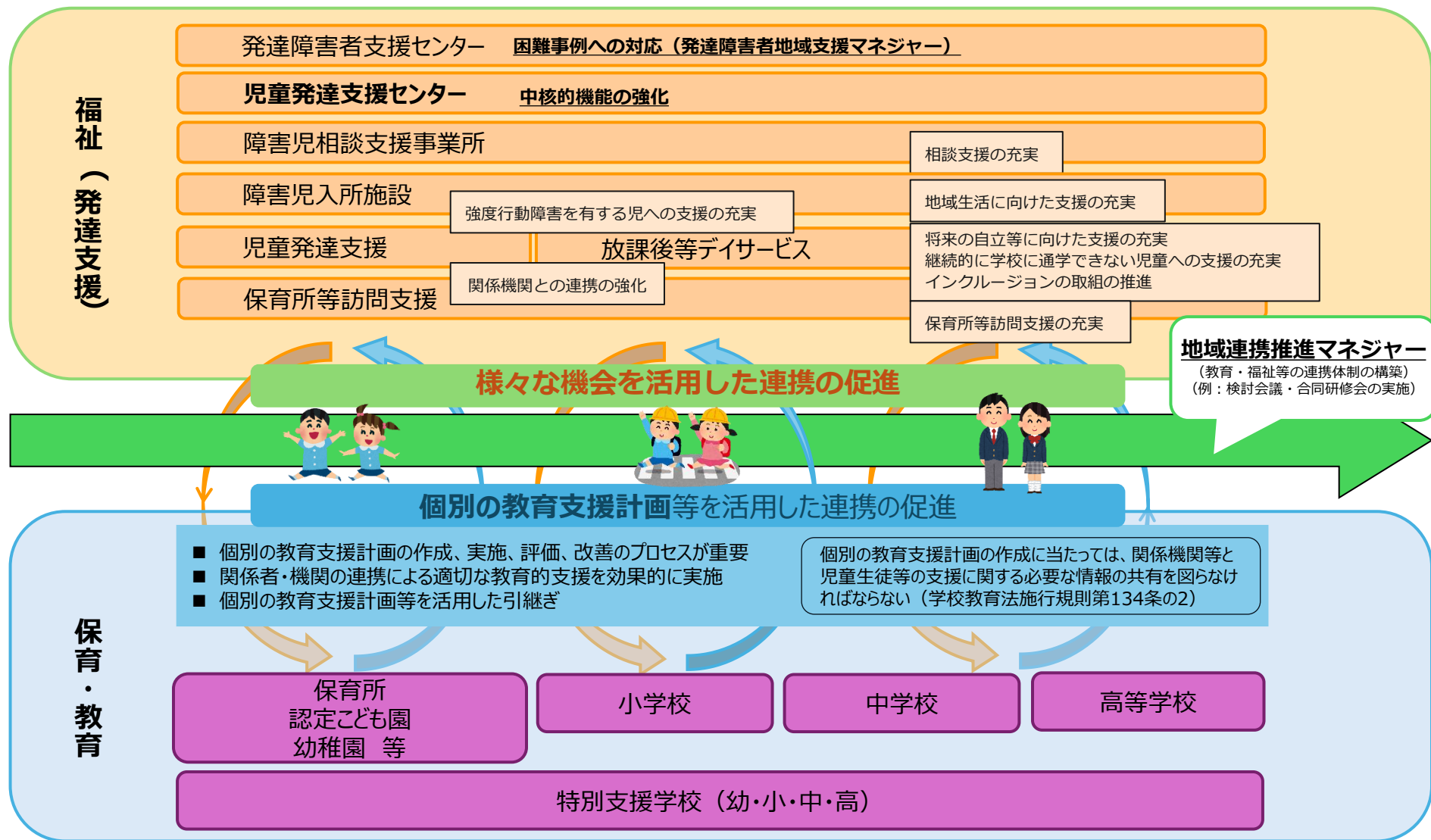
こうした中、教育と福祉の連携の下での様々な取組について、障害福祉サービス等報酬改定や予算事業等により支援の充実を図っているところ、下記のとおり、その概要と連携のポイントや留意点等を整理しました。

これまでの間、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年5月24日付け30文科初第357号、障発0524第2号、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「平成30年通知」という。）に基づき、教育と福祉の連携による取組を進めていただいているところ、更なるこども施策の充実を図る観点から、本通知を踏まえながら、各種の制度・事業を積極的に活用し、より一層の連携による取組を進めていただきたく、お願いいたします。

「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（令和6年4月25日付け3省庁連名通知）

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/renkei-suishin>

(詳細)「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」



国による情報発信 支援機関への支援など

国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局秩父学園

自治体や保育所・幼稚園、放課後等デイサービス等に職員を派遣し、
発達の気になる児童の支援者に向けた支援を実施

国立障害者リハビリテーションセンター
発達障害情報・支援センター

自治体の支援体制状況の把握や好事例の横展開

教育福祉連携を推進する研修等



国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育推進センター

障害児支援における人材育成に関する検討会

障害児支援における人材育成に関する検討会について

〔本検討会開催の背景〕

障害児支援については、平成24年の児童福祉法改正により、障害種別に関わらず、こどもや家族にとって身近な地域で支援が受けられるよう、それまで障害種別に分かれていた施設体系を再編・一元化した。

その後、現在に至るまで、障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。

その中において、国では、障害児支援に従事する者に対する人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にあり、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」とされているところ。

国として、障害児支援における研修体系の構築を進めていくことで、全国共通の学びの提供が可能になり、障害児支援に従事する者の専門性の担保及びキャリアアップ、また、全国どの地域においても支援の質の向上につながることを期待される。これらを踏まえ、令和9年度以降の実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、本検討会を開催する。

〔本検討会の検討体制〕

- 有識者、障害児支援事業者団体、こども・若者当事者、子育て当事者、自治体職員で構成する。
- 研修体系構築に向けた運用及び詳細の実務については、有識者及び事業者団体委員で構成する実務者作業チームを設置し、検討を行う。
- こども・若者ヒアリング、子育て当事者ヒアリングを実施し、こども・若者、子育て当事者の意見を聴く。
- 実務者作業チームで行われた検討やヒアリングの結果については、検討会にて報告を行う。



〔主な検討事項〕

- ① 研修の在り方について
- ② 研修の実施主体について
- ③ 研修の標準カリキュラム(案)及び効果的な実施手法について
- ④ 研修の具体的運用に向けた方向性等について
- ⑤ その他

令和 8 年度概算要求の概要（一部抜粋）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等

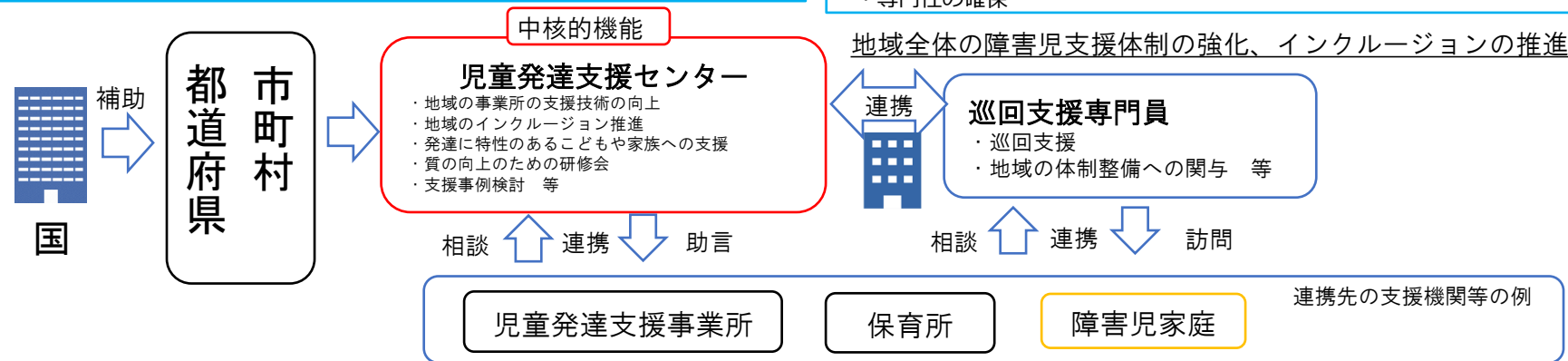
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- 児童発達支援センターの職員の質の向上
- 地域の事業所の支援技術の向上
- 発達に特性のある子どもと家族へのサポートの事業
- 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- 巡回等の活動計画の作成
- 巡回等支援
- 戸別訪問等
- 関係機関との連携
- 地域の体制整備への関与
- 専門性の確保



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国 1/2、市町村 1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

(都道府県事業) 国 1/2、都道府県 1/2

【補助基準額】

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| ① 児童発達支援センターの機能強化等 | |
| ・ 児童発達支援センターの機能強化 | センター 1箇所当たり 7,702 千円 |
| ② 巡回支援専門員整備 | 1市町村当たり 5,617 千円 |

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和8年度概算要求額 国実施分 0.6億円 (0.6億円)
 ＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 自治体実施分 236億円の内数 (207億円の内数)

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

● 国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する。(自治体実施事業とも連携)

● 自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員(地域支援体制整備サポート職員)を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

(例)

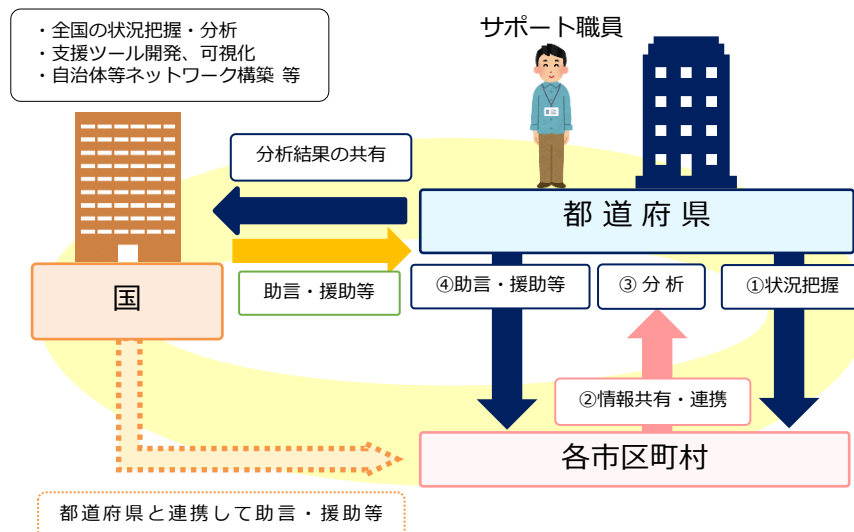
- 児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- 保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- 母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- 障害児相談の体制整備の状況も踏まえた給付決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

(状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携)

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

実施主体等

【実施主体】国実施分：国（委託により実施） 自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市
 【負担割合（自治体実施分）】国 10/10

【補助基準額（自治体実施分）】定額

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（－）

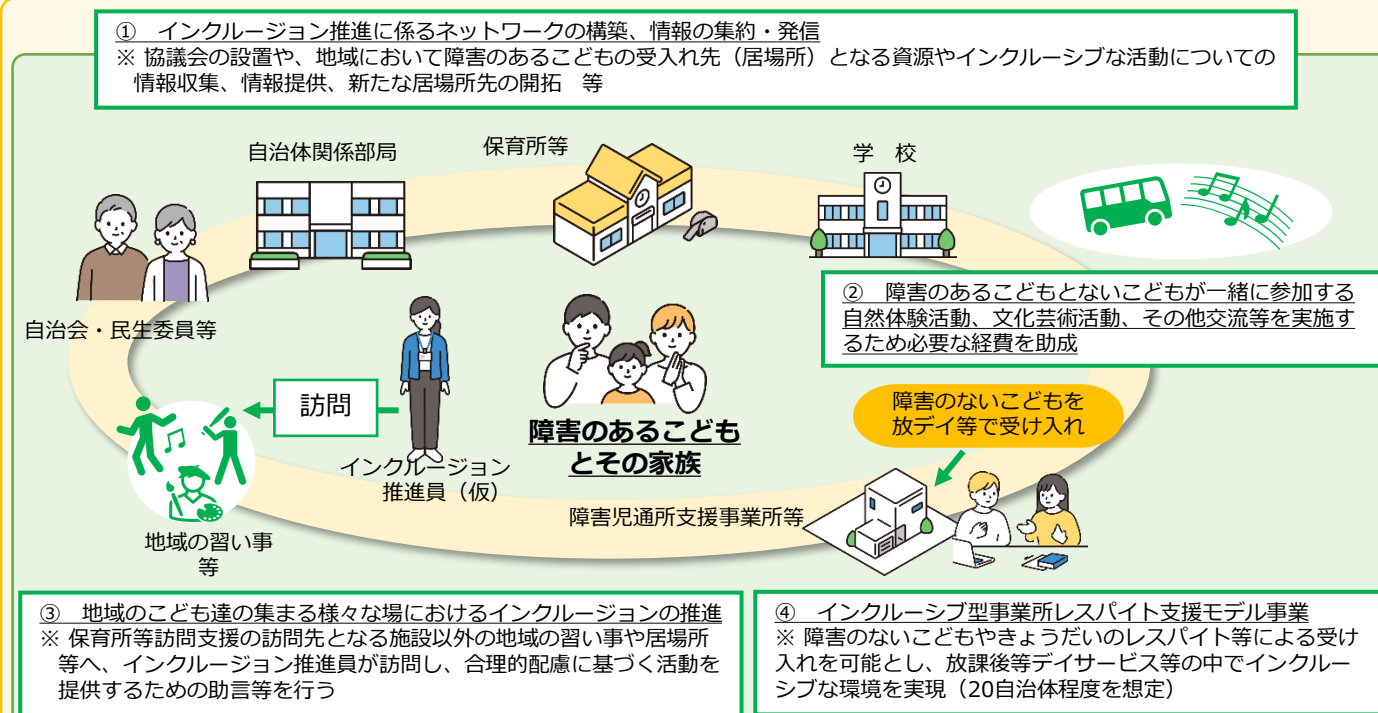
事業の目的

- 「こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」において、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、（中略）一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」こととしている。
- 障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進めることで、インクルージョンを推進していく。

事業の概要

- 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、「インクルージョン推進員」を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。

都道府県・市町村



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 ①、②、③ 国1/2、都道府県等1/2 ※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

④ 国 10/10

【基準額】 ① 1自治体当たり 7,394千円 ② 1自治体当たり 1,000千円 ③ 1自治体当たり 4,709千円 ④ 1自治体当たり 11,168千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（－）

事業の目的

- 乳幼児健診（5歳児健診含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進する。
- 具体的には、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解することを支援することや、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた支援へのつなぎを行う。

事業の概要

＜乳幼児健診等における発達相談・発達支援の促進＞

- こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、その結果を家族やこども家庭センター等と共有しながら、必要に応じて児童発達支援・保育所等訪問支援等の専門的な支援につなげる。

＜親子教室等の場の確保（こどものアセスメントと家族のこども理解の支援）＞

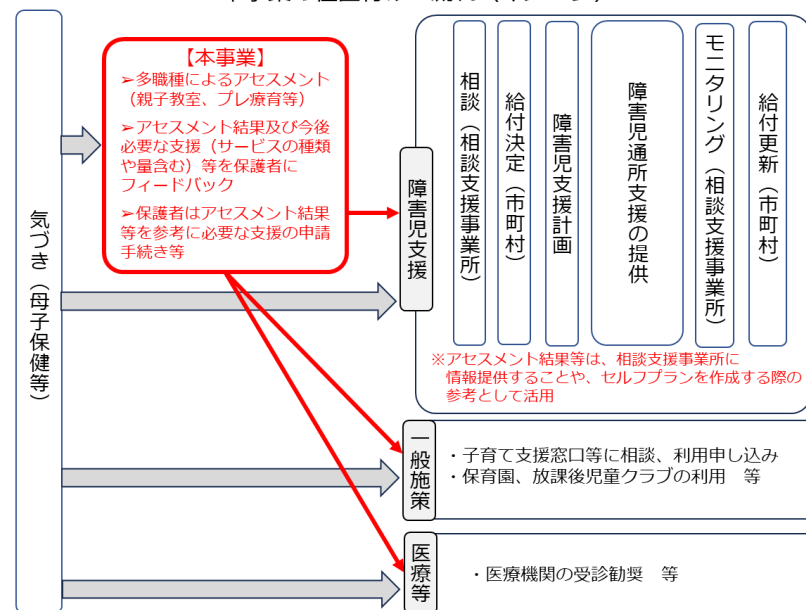
- 乳幼児健診等において、こどもの発達の特性への「気づき」の段階から利用できる身近な場所です安心して親子が通える教室等を開催する。

＜親子教室等での専門職によるアセスメント・子育て支援＞

- 親子での関わりを尊重しながら、遊び等を通してこどもの発達の特性のアセスメントを行う。
- 家族の状況等を踏まえて、アセスメントに基づくこどもの特性の理解を支える子育て相談・応援を行う（個別相談・座談会・ミニ講座等）。

※基本的に相談支援事業所が充足していない地域、セルフプランの多い地域を念頭（その他の地域も妨げない）に、個々のこどもがそれぞれに適した支援等を受けられるよう、当該地域における相談支援機能の側方支援を行うための事業と位置付け（あくまで相談支援事業所の本来業務と重ならない守備範囲とすることに留意）

本事業の位置付け・流れ（イメージ）



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

【基準額】 1自治体当たり4,601千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（－）

事業の目的

- 乳幼児健診（5歳児健診含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から、切れ目ない子育て支援を一層推進する。
- 具体的には、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解することを支援したり、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた伴走的な支援を行うなどする。

事業の概要

＜アセスメント等に基づく伴走的な支援＞

- こどもの発達の特性をアセスメントした結果や、家族のこども理解の状況に応じて、発達の特性の「気づき」の段階から必要な支援を開始できるように必要な支援につなぐ。
※必要な支援は児童発達支援等のみならず、こども・子育て施策における支援も想定して、地域において必要な支援が切れ目なく提供できる体制の整備・強化を行う。
- 発達の特性のあるこどもとその家族が孤立することなく、必要な支援を切れ目なく提供されるように伴走的な支援を行う。

健診後のアセスメント・家族支援等

発達の特性のあるこどもとその家族への伴走的な支援 （孤立を防ぎ、必要な支援を切れ目なく提供）

＜伴走的な支援＞

① 特定の支援者（例、発達支援コーディネータ等）

・相談支援専門員等による障害児利用計画のモニタリングによる伴走

② 切れ目ない情報の引継ぎ・支援者の連携

・保健福祉・教育の一体的な支援計画シートの運用による引継ぎ・連携体制による伴走

③ こどもと家族をまんなかにした支援会議

・就学への移行期を見据えて早期から関係者がこどもと家族のニーズを中心に支援チームを構成して伴走

④ 上記の複数を組み合わせた伴走的な支援

・地区保健師が支援チームを構成し伴走
・相談シートを活用したチームによる伴走

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 国 1／2、都道府県等 1／2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

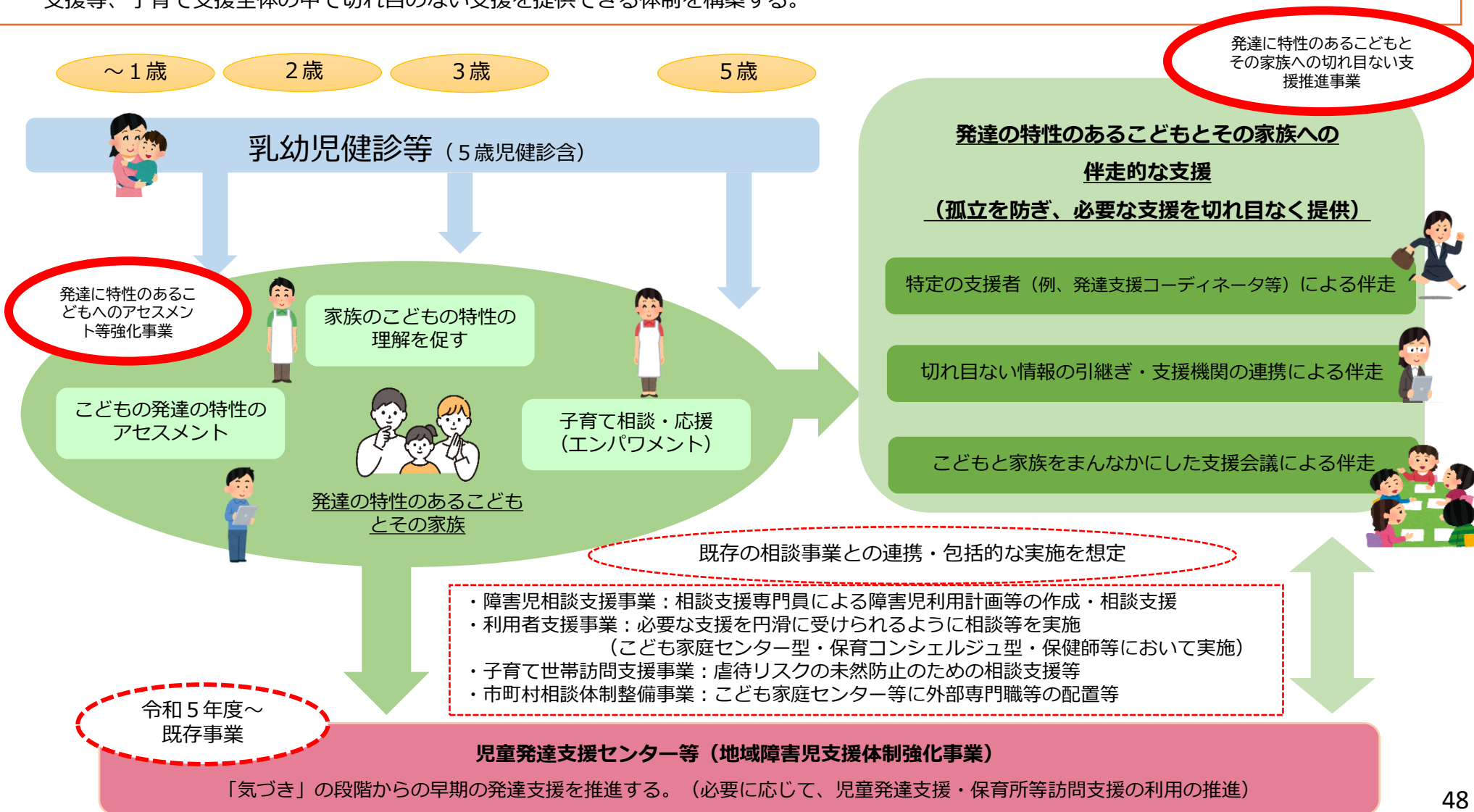
【補助基準額】

①～③のうち1つの取組を実施する場合 1自治体あたり5,600千円

※ ①～③の複数を組み合わせて実施する場合 1自治体あたり6,600千円

母子保健等と連携した「切れ目のない」「一人ひとりの状態に応じた」支援の一層の推進

- 乳幼児健診（５歳児健診含む）等でのこどもの発達の特徴への「気づき」の段階から、こどもの発達の特徴のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特徴を理解することを支援することや、一人ひとりのこどもの発達の特徴に応じた支援へのつなぎ、伴走的な支援等、子育て支援全体の中で切れ目のない支援を提供できる体制を構築する。



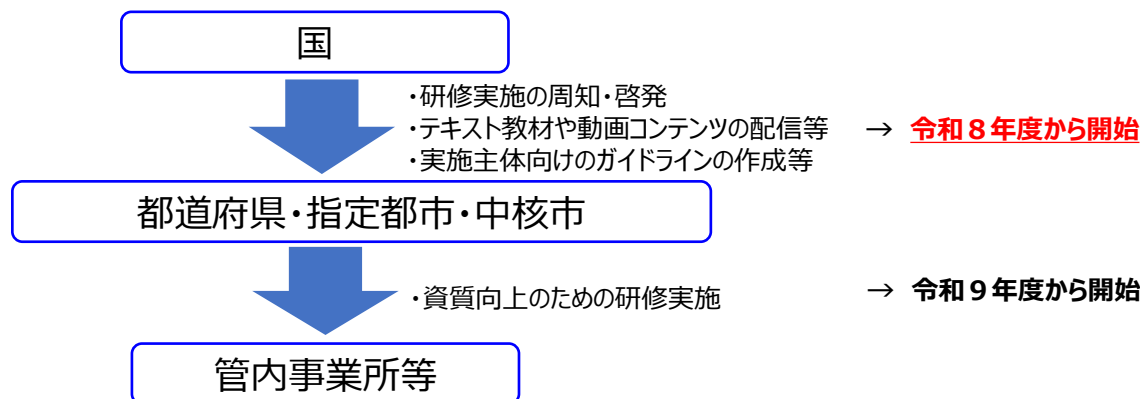
<こども政策推進事業委託費> 令和8年度概算要求額 1.1億円（－億円）

事業の目的

- 障害児通所支援については、事業所数、利用者数が飛躍的に増加し、都市部を中心に身近な地域で障害児支援を受けられる環境が大きく改善する一方で、支援の質の確保が課題となっている。
- このため、全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、全国共通の枠組みとして、障害児支援における研修体系の構築など支援人材の育成に向け、令和6年12月から「障害児支援における人材研修に関する検討会」を設置して検討を開始しており、令和7年度内に研修カリキュラム等を含む最終とりまとめを報告する予定である。
- 自治体においては、令和9年度より、本カリキュラムに基づく研修を実施することとしており、これに先立ち、全国共通の枠組みとした研修の円滑導入に向け、国における標準カリキュラムに基づくテキスト教材や動画コンテンツの作成、実施主体向けガイドラインの作成等による支援を実施する。

事業の概要

令和9年度における自治体研修の円滑導入に向け、自治体への指導者養成研修、自治体等への周知、動画コンテンツ作成等、国による支援を実施する。



実施主体等

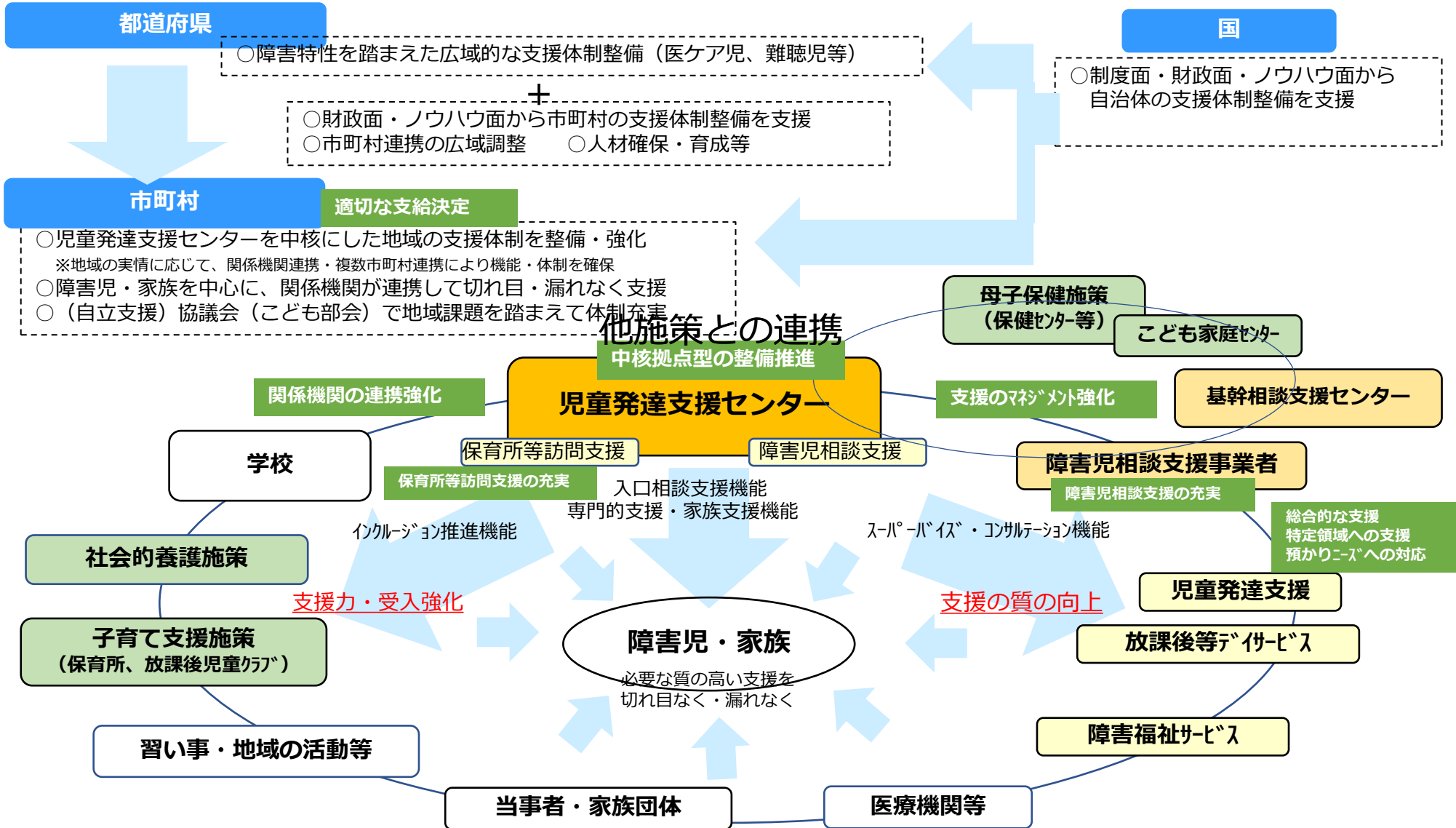
国による委託（10/10）

障害児支援のこれから

障害児支援のこれから

障害の有無に関わらず、すべてのこどもが共に育つ地域づくりに、関係機関が協働して取り組む

(ニーズに応える専門的支援 + 地域を支えインクルージョンを推進)



- ・ 今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会について
- ・ 令和 8 年度概算要求（障害児支援関係）

今後の障害児入所施設の在り方に関する 検討会について

障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築（3. ②関係）

<制度の現状>

- 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。



<改正後の内容>

- ① 障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化する。

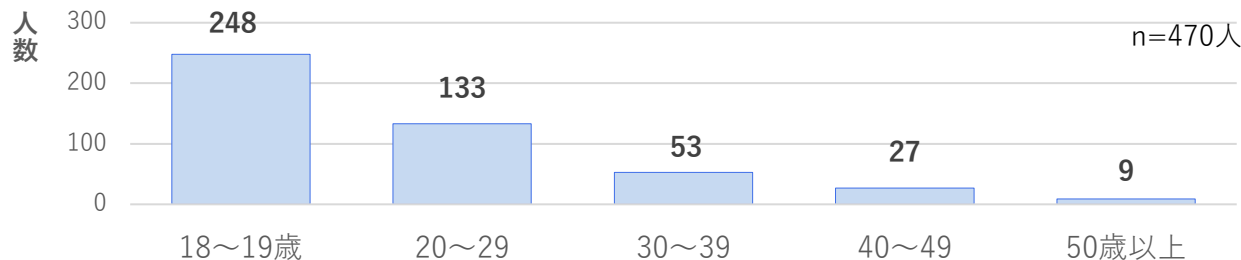
<都道府県・政令市が取り組む内容>

- ① 関係者との協議の場を設ける
- ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等

- ② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続を可能とする。

（注）改正前の法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない者の現状（年代別）】



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室調べ（令和3年3月31日時点）

※1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く

※2 470人（過齢児）のうち、22歳までの者は313人（うち19歳以下の者248人、20歳～22歳の者は65人）、23歳以上の者は157人。

※ 18歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、①地域のグループホーム等への移行調整や、②児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）、③児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。

都道府県・政令市の協議の場の運営のイメージ

【目的】

障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、移行調整が難しい個別ケースに対して、都道府県の呼びかけのもとで各関係機関が連携・協力して調整を行うとともに、移行先として必要な地域資源の整備等の必要事項を協議する。
(※既存の自立支援協議会の活用も想定)

協議の場における検討内容

①管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理

管内(都道府県が措置・給付決定を行っている障害児入所施設)の移行対象者を把握し、関係者間の情報共有や進捗管理を行う。

②広域調整

関係団体の協力も得て、地域資源(グループホーム等)の定員状況等を共有し、円滑な移行につなげる。

③個別ケース会議

移行調整が難しい事例について、課題把握や調整等を行う。(⇒以下参照)

④地域資源開発

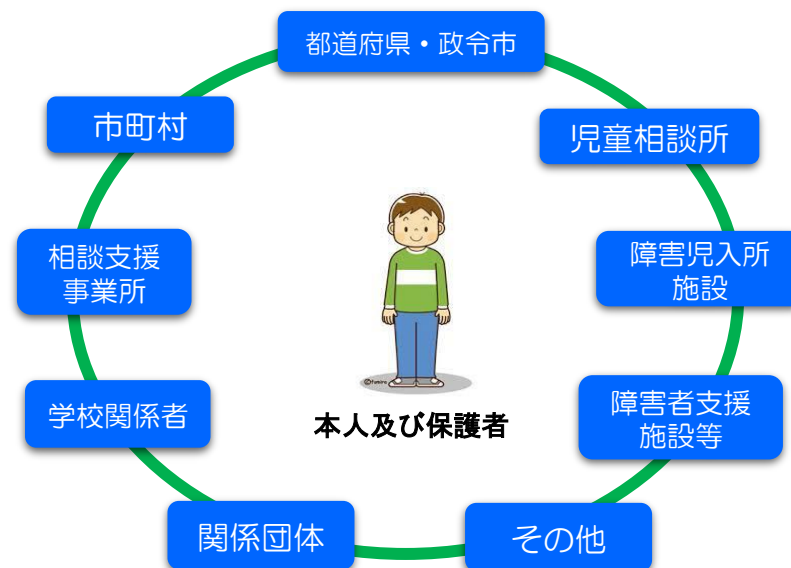
個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中長期な見通しをもって議論し、障害者福祉計画等へ反映させていく。

個別ケース会議の検討内容

- 移行調整が難しい個別事例について、具体的な成人期への移行に向けた支援内容等を把握し、検討する。協議事項としては、次のようなものが考えられる。

- ① 移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認
- ② 必要な移行先条件や支援内容等の検討
- ③ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ④ 特別な事情により移行困難な場合の入所延長(22歳まで)の判断

関係者イメージ



※個別ケース会議の際には、個々のケースに応じて必要な関係者を参集する。

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会について

検討会設置の趣旨

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正において障害種別ごとの体系から「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成30年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取組が進められてきた。令和4年の児童福祉法改正においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築された。平成24年の児童福祉法改正で、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととし、以降児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が18歳以上となった場合において、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきたが、令和6年3月31日に当該特例は終了となった。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設について、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、小規模化等による質の高い支援の提供の推進等の加算の充実を図ったところである。

一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、被虐待児や強度行動障害を有する児、医療的ケア児等といったケアニーズの高い児童をはじめ、様々な状態像の児童が障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっている。

こうした現状も踏まえ、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うため、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」を開催する。

検討会の構成

- 本検討会は、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、障害児入所施設経験者、子育て当事者等の参集を求めて開催する。
- 本検討会は、障害児入所施設の今後の在り方について具体的検討を行うに当たり、座長が必要と認めるときは、ワーキンググループを開催することができる。
- ワーキンググループは、福祉型WG・医療型WGとし、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、子育て当事者等の参集を求めて開催する。

主な検討事項

- 利用児童の状態像を踏まえ、障害児入所施設での暮らしについてのどのような生活を目指すのか。
- 利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について整理する。
- 障害児入所施設を利用する児童の家族への支援についてどのように考えるか。
- 障害児入所施設が果たすべき地域支援機能について整理する。
- 障害児入所施設と社会的養護施策との役割についてどのように考えるか。
- その他

検討スケジュール

令和7年
5月 本検討会
・ 主な検討事項(案)について
・ 今後の検討の進め方について(案)
・ 福祉型・医療型ワーキンググループの設置(案)について
・ ヒアリングの実施(案)について
・ 調査票(案)について

5月～6月
・ ヒアリングの実施

7月～9月
・ 福祉型・医療型ワーキング

10月
・ 本検討会 中間報告

11月
・ 福祉型・医療型ワーキング

令和8年
1月～3月 検討会において報告書素案・報告書とりまとめ

令和 8 年度概算要求の概要 (障害児支援関係)

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和8年度概算要求における主な事項（障害児支援関係）

令和8年度概算要求額 5,361億円の内数+0.7億円（デジタル庁一括計上）

（１）良質な障害児支援の確保

5,123億円

- ・ 障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう、必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。

（２）地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進 【一部新規】 【拡充】

236億円の内数+0.6億円

- ・ 加速化プランに基づき、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組や、地域における障害児の発達支援の入口としての相談機能等の支援及び乳幼児健診等の機会を通じた早期の発達支援の取組を実施する。
- ・ 加速化プランに基づき、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。
- ・ 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、自治体にインクルージョン推進員を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。

令和8年度概算要求における主な事項（障害児支援関係）

（3）専門的支援が必要な障害児への支援の強化【拡充】

236億円の内数【再掲】 +0.7億円（デジタル庁一括計上）

- 加速化プランに基づき、医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、医療的ケア児等に係る情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援を行うほか、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する。令和8年度要求においては、本事業の対象となるこどもについて、18歳を超えて適切な障害福祉サービス等の支援に繋がるまでの間に拡大するとともに、一時預かりの拡充、都道府県等による医療的ケア児用の非常用電源確保に係る支援を行う。

また、「医療的ケア児等支援システム」について、運用・保守を行う。

- 加速化プランに基づき、聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。

（4）早期発見・早期支援等の強化【一部新規】

236億円の内数【再掲】 +0.5億円

- 加速化プランに基づき、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、様々な機会を通じたこどもの発達相談や発達支援、家族支援を行い、早期から切れ目なく必要な支援につなげる。
- 乳幼児健診（5歳児健診を含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進するため、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解するための支援や、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた支援へのつなぎ及びこどもの発達の特性に応じた伴走的な支援を行う。
- こどもの多様な発達特性や生活状況等を踏まえた支援の強化に向けた調査研究を実施する。

（5）障害児支援分野の人材育成【新規】

1.1億円

- 加速化プランに基づき、全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、全国共通の枠組みとして、障害児支援における自治体研修（令和9年度を予定）の円滑導入に向け、国における標準カリキュラムに基づくテキスト教材や動画コンテンツの作成、実施主体向けガイドラインの作成等による支援を行う。

令和8年度概算要求における主な事項（障害児支援関係）

（6）ICTを活用した業務負担軽減・発達支援の推進【新規】

236億円の内数【再掲】

- ・ 加速化プランに基づき、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を実施する。
- ・ 障害児支援分野における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら、安全・安心な障害福祉サービスを提供できるよう、障害児支援事業所等におけるICTの導入を支援する。

（7）その他【拡充】

236億円の内数【再掲】

- ・ 障害児支援事業所等において、こどもの安全を守る観点から、ICTを活用したこども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費、こどもの性被害防止に資する設備・備品の購入等を支援する。

令和8年度概算要求額 5,070億円（4,871億円）

事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児入所（通所）措置費給付費及び障害児相談支援給付費に要する費用を負担する。

事業の概要

（１）障害児入所（通所）措置費

都道府県等が支弁する障害児入所措置費及び障害児通所措置費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所措置費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用

※障害児通所措置費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用

（２）障害児入所（通所）給付費

都道府県等が支弁する障害児入所給付費及び障害児通所給付費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用

（３）障害児相談支援給付費

障害児の通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成や見直しをするために必要な額を要求するもの。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【負担割合】 入所部分（国1／2、都道府県1／2）、通所部分（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

【要求額の内訳】

- （１）障害児入所（通所）措置費： 17,579,102千円（17,097,795千円）
- （２）障害児入所（通所）給付費： 479,217,808千円（460,300,997千円）
- （３）障害児相談支援給付費： 10,158,186千円（9,685,965千円）

令和8年度概算要求額 53億円（54億円）

事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児入所（通所）措置医療費及び給付医療費に要する費用を負担する。

事業の概要

（１）障害児入所（通所）措置医療費

都道府県等が支弁する障害児通所措置医療費及び障害児入所措置医療費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所措置医療費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用のうち、医療に係るもの

※障害児通所措置医療費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援と併せて肢体不自由児通所医療を提供した場合に要する費用

（２）障害児入所（通所）給付医療費

都道府県等が支弁する障害児通所給付医療費及び障害児入所給付医療費（※）に要する経費の1／2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付医療費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用のうち医療に係るもの

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【負担割合】入所部分（国1／2、都道府県1／2）、通所部分（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

【要求額の内訳】

- （１）障害児入所（通所）措置医療費： 1,105,650千円（1,149,800千円）
- （２）障害児入所（通所）給付医療費： 4,224,825千円（4,230,736千円）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等

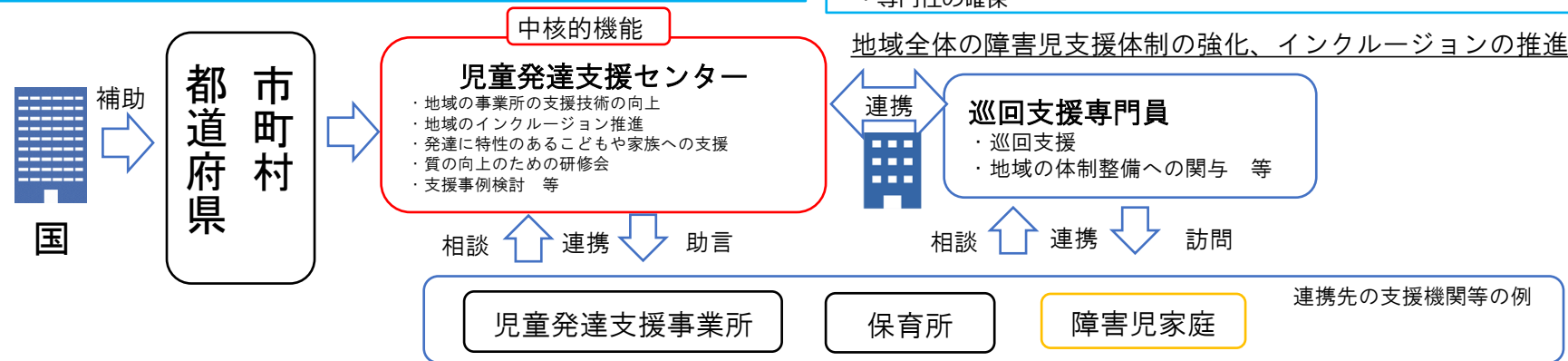
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- 児童発達支援センターの職員の質の向上
- 地域の事業所の支援技術の向上
- 発達に特性のある子どもと家族へのサポートの事業
- 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- 巡回等の活動計画の作成
- 巡回等支援
- 戸別訪問等
- 関係機関との連携
- 地域の体制整備への関与
- 専門性の確保



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国 1/2、市町村 1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

(都道府県事業) 国 1/2、都道府県 1/2

【補助基準額】

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| ① 児童発達支援センターの機能強化等 | |
| ・ 児童発達支援センターの機能強化 | センター 1 箇所当たり 7,702 千円 |
| ② 巡回支援専門員整備 | 1 市町村当たり 5,617 千円 |

＜こども政策推進事業委託費＞ 令和8年度概算要求額 国実施分 0.6億円 (0.6億円)
 ＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 自治体実施分 236億円の内数 (207億円の内数)

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

● 国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する。(自治体実施事業とも連携)

● 自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員(地域支援体制整備サポート職員)を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

(例)

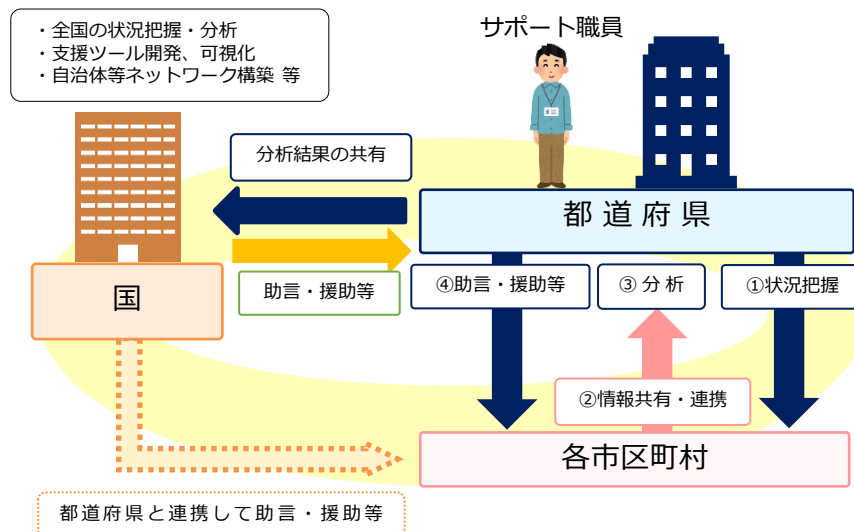
- 児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- 保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- 母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- 障害児相談の体制整備の状況も踏まえた給付決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

(状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携)

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

実施主体等

【実施主体】国実施分：国（委託により実施） 自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市
 【負担割合（自治体実施分）】国 10/10

【補助基準額（自治体実施分）】定額

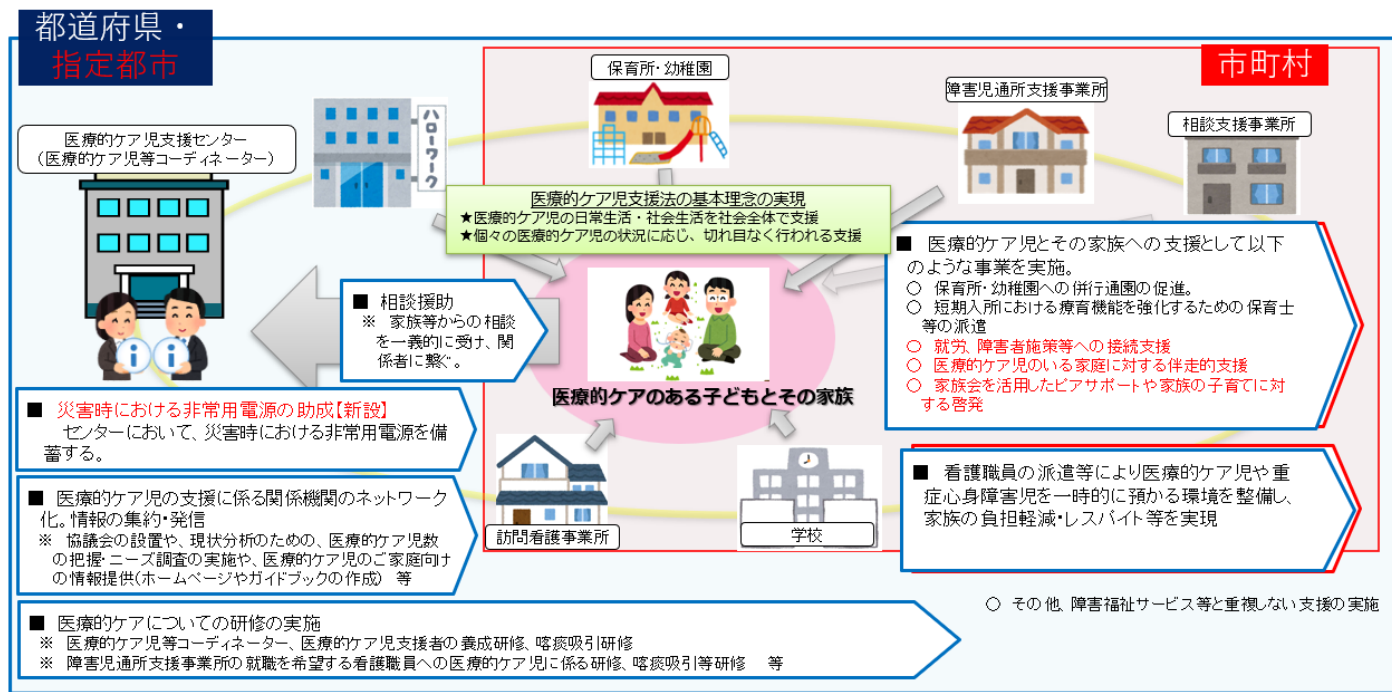
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等（※）の地域生活支援の向上を図る。 ※18歳を超え、適切な障害福祉サービス等の支援に繋がるまでの間は本事業の対象とする。

事業の概要

- 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日の居場所作りや活動の支援、医療的ケア児を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県、**指定都市**のみ

【負担割合】 国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2

【補助基準額】

- 医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合 8,625千円（2人目以降 5,044千円）
- 医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合 5,141千円
- 一時預かり 1人当たり780千円 **【拡充】** ・環境整備 1自治体当たり 500千円
- 非常用電源助成【新規】 都道府県の医療的ケア児支援センター 1箇所当たり 3,000千円（医ケア児400人につき、3,000千円を加算）

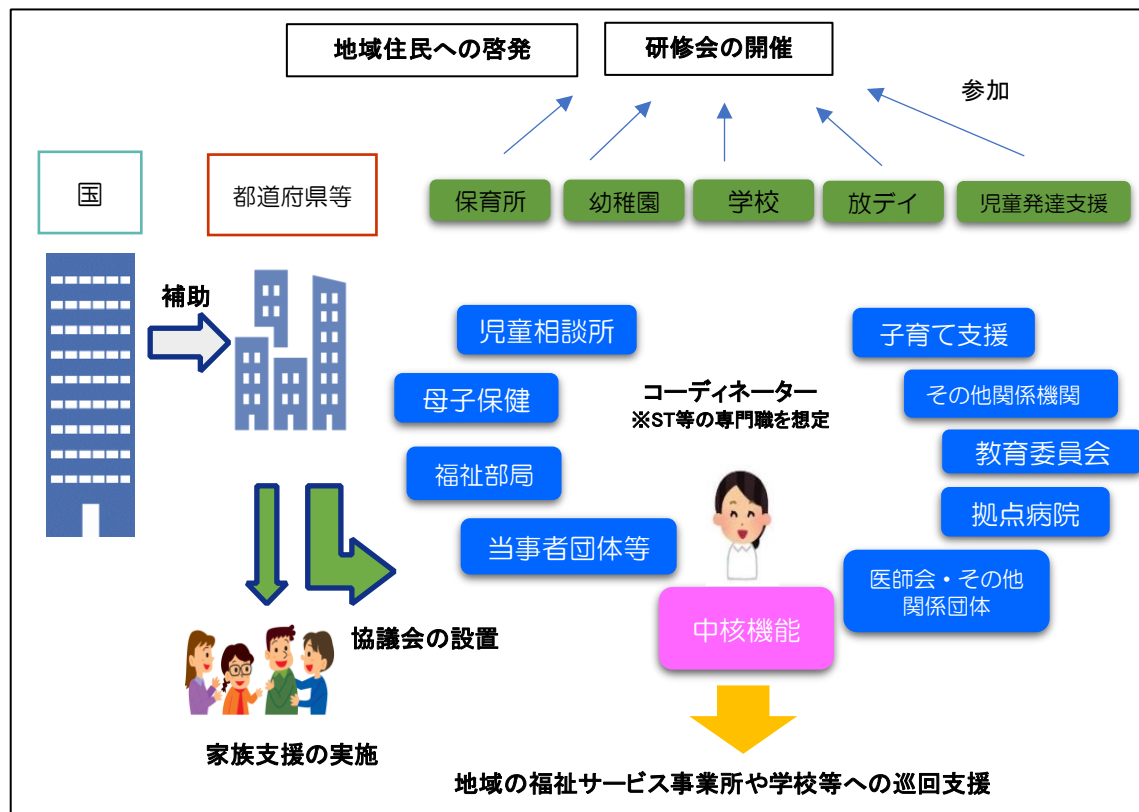
〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉 令和8年度概算要求額 236億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっていることから、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

事業の概要

- 聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保し、1～5の事業を実施する。
 - 聴覚障害児に対応する協議会の設置**
医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場を設置し地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。
 - 聴覚障害児支援の関係機関の連携強化**
医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める。
 - 家族支援の実施**
 - 家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。
 - 聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。
 - こどもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。
 - 巡回支援の実施**
保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する等して聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。
 - 聴覚障害児に関する研修・啓発**
保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対する聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

【補助基準額】 1 都道府県・指定都市当たり 17,000千円
1 中核市当たり 7,600千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 近年、こどもの発達の特性についての社会的認知の広がりにより、幼少期の間に発達支援につながるようになってきた一方、こどもの発達の特性への対応を専門とする医師不足等が一因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数カ月かかるといった状況が生まれ、スムーズに支援につながらないという実態がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談と家族支援の機能を強化することにより、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を促進する。

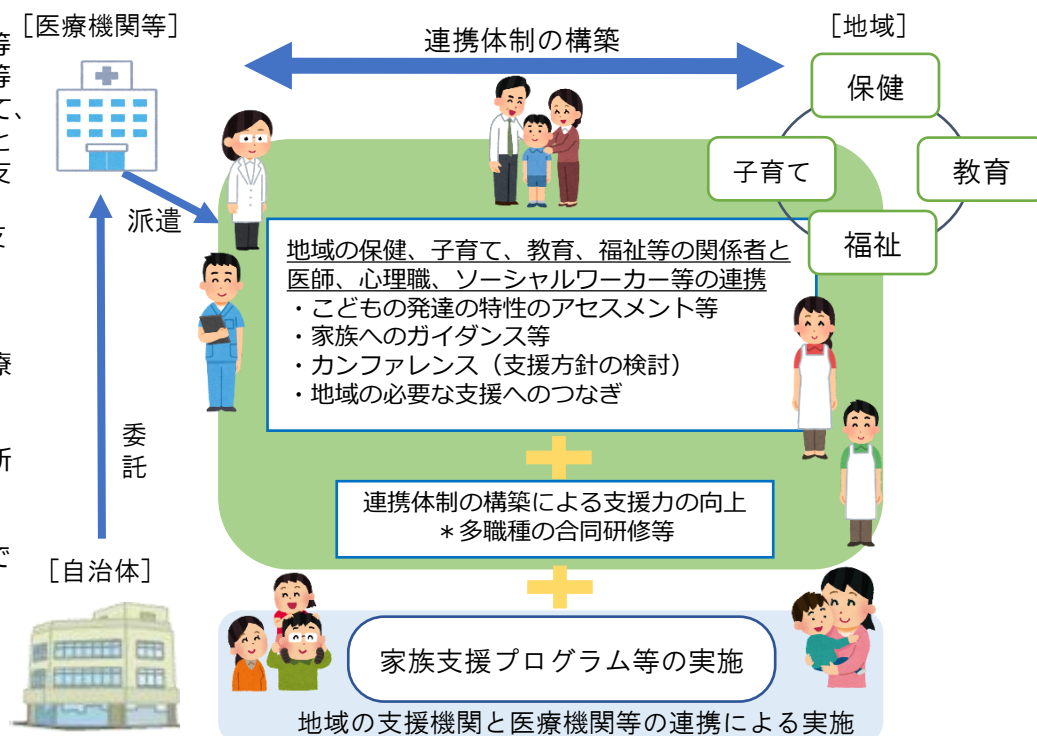
事業の概要

- 発達に特性のあるこどもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と、こどもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもと家族が相談しやすい場所において、こどもの発達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。

また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- こどもの発達の特性のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、医療機関受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- こどもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等と障害児通所事業所の関係者とのカンファレンスの実施を通して、こどもの発達特性の見立てを共通認識することにより、市区町村の社会資源に応じて、どこで、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上（多角的な視点での見立てや支援）を図る。
- 家族へのこどもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市

【負担割合】国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

【補助基準額】 1 都道府県当たり	8,500千円
1 指定都市当たり	7,700千円
1 中核市・特別区又は保健所政令市当た	67 4,500千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（－）

事業の目的

- 「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう（中略）ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める」こととしている。

これまで、障害児支援におけるICTの活用については、障害児支援現場の業務負担軽減や利便性の向上の観点から、バックオフィス業務や関係機関連携等において推進してきたところであるが、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を進める。

事業の概要

- 地域におけるICTを活用した発達支援の先駆的な取組に係る環境整備（設備や物品等の導入）や運用の経費に対し、まずは2年間集中的にモデル事業として助成を行い、適切な取組に向けた事前の評価、取組の効果や課題、推進に当たっての懸念点・留意点等の分析・検証を行う。

（考えられる取組の例）

- ICTを活用した遠隔支援
 - ・特定の障害の特性や状態に応じた支援ニーズへの対応
 - ・身近な地域では対応できない専門職による支援
 - ・山間部や島しょ部等、通所が困難な地域に居住する障害児への対応
 - ・事業所等が連携した、新たなコミュニティや活動の場の創出による支援（例：オンライン上でクラスを編成し支援を実施）等
- タブレットや機器等を活用した直接支援 等

※都道府県等においては、有識者や実施事業者等による検証の場を設ける等の体制を確保した上で、事前の評価や実施した取組に関する分析・検証を行い、その結果を国に報告する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市（全国5自治体程度をモデル自治体として選定）

【補助基準額】 定額

【負担割合】 国10/10

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（－）

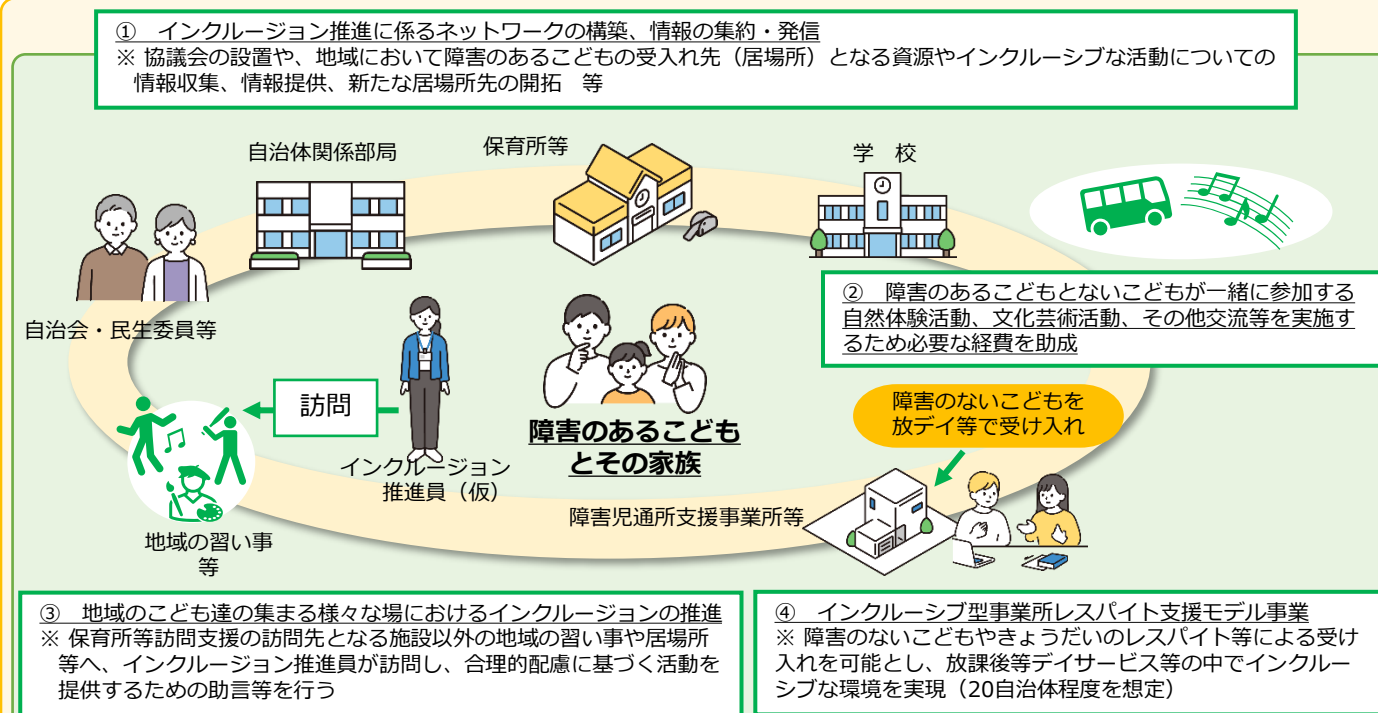
事業の目的

- 「こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」において、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、（中略）一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」こととしている。
- 障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進めることで、インクルージョンを推進していく。

事業の概要

- 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、「インクルージョン推進員」を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。

都道府県・市町村



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 ①、②、③ 国1/2、都道府県等1/2 ※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

④ 国 10/10

【基準額】 ① 1自治体当たり 7,394千円 ② 1自治体当たり 1,000千円 ③ 1自治体当たり 4,709千円 ④ 1自治体当たり 11,168千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（－）

事業の目的

- 乳幼児健診（5歳児健診含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進する。
- 具体的には、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解することを支援することや、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた支援へのつなぎを行う。

事業の概要

＜乳幼児健診等における発達相談・発達支援の促進＞

- こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、その結果を家族やこども家庭センター等と共有しながら、必要に応じて児童発達支援・保育所等訪問支援等の専門的な支援につなげる。

＜親子教室等の場の確保（こどものアセスメントと家族のこども理解の支援）＞

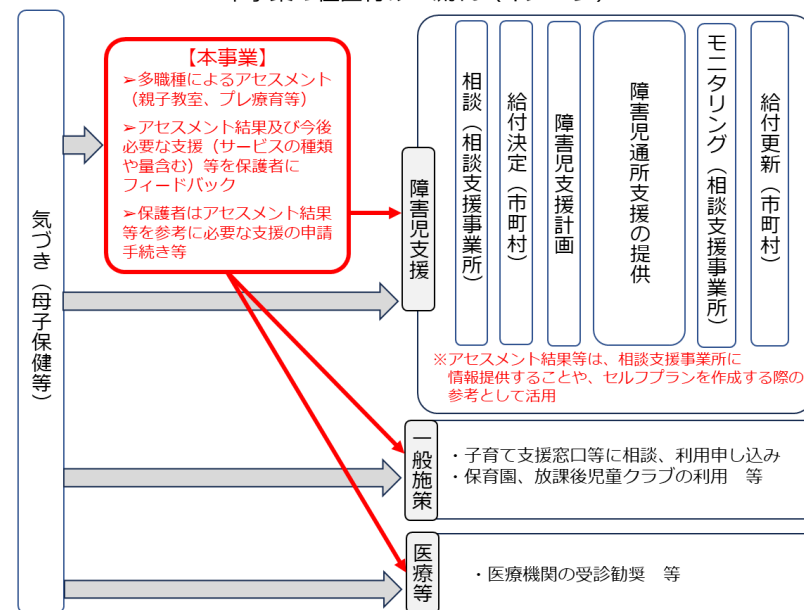
- 乳幼児健診等において、こどもの発達の特性への「気づき」の段階から利用できる身近な場所です安心して親子が通える教室等を開催する。

＜親子教室等での専門職によるアセスメント・子育て支援＞

- 親子での関わりを尊重しながら、遊び等を通してこどもの発達の特性のアセスメントを行う。
- 家族の状況等を踏まえて、アセスメントに基づくこどもの特性の理解を支える子育て相談・応援を行う（個別相談・座談会・ミニ講座等）。

※基本的に相談支援事業所が充足していない地域、セルフプランの多い地域を念頭（その他の地域も妨げない）に、個々のこどもがそれぞれに適した支援等を受けられるよう、当該地域における相談支援機能の側方支援を行うための事業と位置付け（あくまで相談支援事業所の本来業務と重ならない守備範囲とすることに留意）

本事業の位置付け・流れ（イメージ）



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

【基準額】 1自治体当たり4,601千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（－）

事業の目的

- 乳幼児健診（5歳児健診含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から、切れ目ない子育て支援を一層推進する。
- 具体的には、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解することを支援したり、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた伴走的な支援を行うなどする。

事業の概要

＜アセスメント等に基づく伴走的な支援＞

- こどもの発達の特性をアセスメントした結果や、家族のこども理解の状況に応じて、発達の特性の「気づき」の段階から必要な支援を開始できるように必要な支援につなぐ。
※必要な支援は児童発達支援等のみならず、こども・子育て施策における支援も想定して、地域において必要な支援が切れ目なく提供できる体制の整備・強化を行う。
- 発達の特性のあるこどもとその家族が孤立することなく、必要な支援を切れ目なく提供されるように伴走的な支援を行う。

健診後のアセスメント・家族支援等

発達の特性のあるこどもとその家族への伴走的な支援 （孤立を防ぎ、必要な支援を切れ目なく提供）

＜伴走的な支援＞

① 特定の支援者（例、発達支援コーディネータ等）

・相談支援専門員等による障害児利用計画のモニタリングによる伴走

② 切れ目ない情報の引継ぎ・支援者の連携

・保健福祉・教育の一体的な支援計画シートの運用による引継ぎ・連携体制による伴走

③ こどもと家族をまんなかにした支援会議

・就学への移行期を見据えて早期から関係者がこどもと家族のニーズを中心に支援チームを構成して伴走

④ 上記の複数を組み合わせた伴走的な支援

・地区保健師が支援チームを構成し伴走
・相談シートを活用したチームによる伴走

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 国1／2、都道府県等1／2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

【補助基準額】

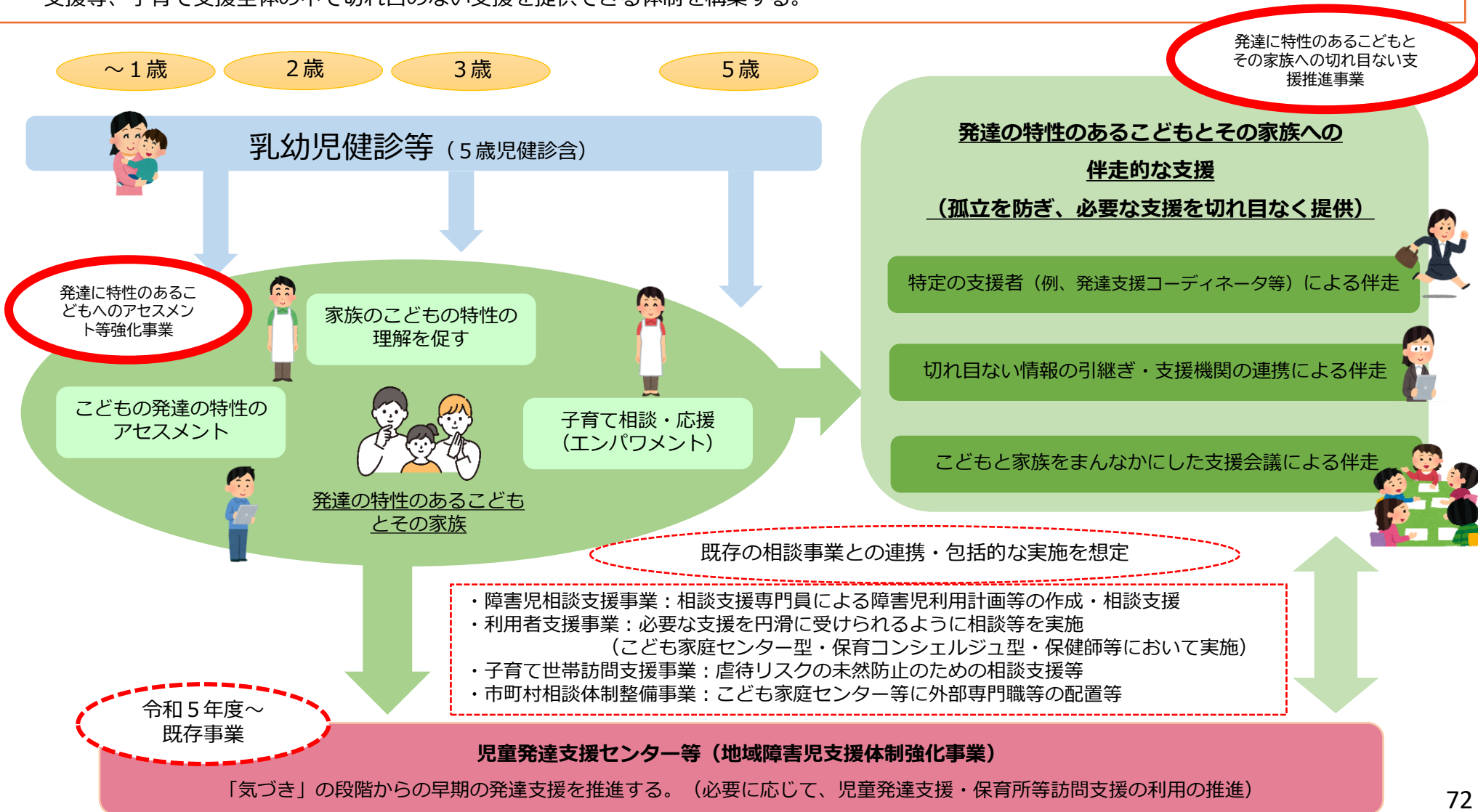
①～③のうち1つの取組を実施する場合 1自治体あたり5,600千円

※ ①～③の複数を組み合わせて実施する場合 1自治体あたり6,600千円

母子保健等と連携した「切れ目のない」「一人ひとりの状態に応じた」支援の一層の推進

こどもまんなか
こども家庭庁

- 乳幼児健診（５歳児健診含む）等でのこどもの発達特性への「気づき」の段階から、こどもの発達特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達特性を理解することを支援することや、一人ひとりのこどもの発達特性に応じた支援へのつなぎ、伴走的な支援等、子育て支援全体の中で切れ目のない支援を提供できる体制を構築する。



＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 障害児通所支援事業所において、ICTを活用したこども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、こどもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、こどもを預けている保護者の不安解消を図る。
- こどもの安全安心なプライバシー保護の観点等から、障害児支援事業所等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

- こどもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

① ICTを活用したこどもの見守り支援事業

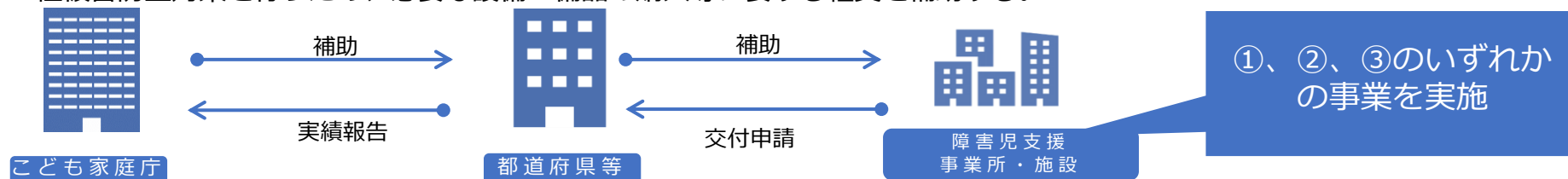
- ・ ICTを活用したこどもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等の導入

② 登降園管理システム支援事業

- ・ 適切な登降園管理を行うためのシステムの導入

③ 障害児支援事業所等における性被害防止対策支援事業【拡充】

- ・ 性被害防止対策を行うため、必要な設備・備品の購入等に要する経費を補助する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】 (①及び②) 国3/5、都道府県・指定都市・中核市 1/5、事業者1/5

(③) 国1/2、都道府県・市区町村1/4、事業者1/4

【補助基準額】

① 1施設又は事業所当たり 200千円

② (端末購入を行わない場合) 1施設又は事業所当たり 200千円 (端末購入を行う場合) 1事業所当たり 730千円

③ 1施設又は事業所当たり 100千円以内

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和8年度概算要求額 236億円の内数（一）

事業の目的

- 障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化推進事業を実施する。

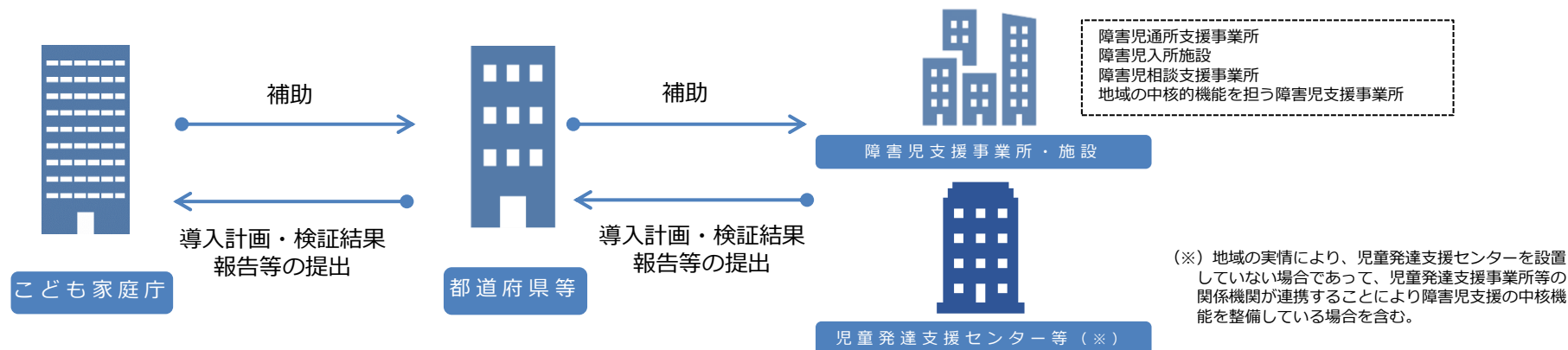
事業の概要

（１）障害児支援分野のICT導入モデル事業

- 一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるICT導入に係る経費を補助する。
- モデル事業においては、事業開始前に事業所がICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

（２）児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

- 児童発達支援センター等が行う地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化のためのICT導入に要する費用を補助する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】 (A)事業所に対するICT導入支援 ((1)及び(2))

国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/4、事業者 1/4

(B)事業所に対する研修 ((1)のみ)

国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

【補助基準額】 (1)の(A) 1施設又は事業所当たり 1,000千円
(1)の(B) 1自治体当たり 272千円
(2)の(A) 児童発達支援センター等 1施設当たり 272千円

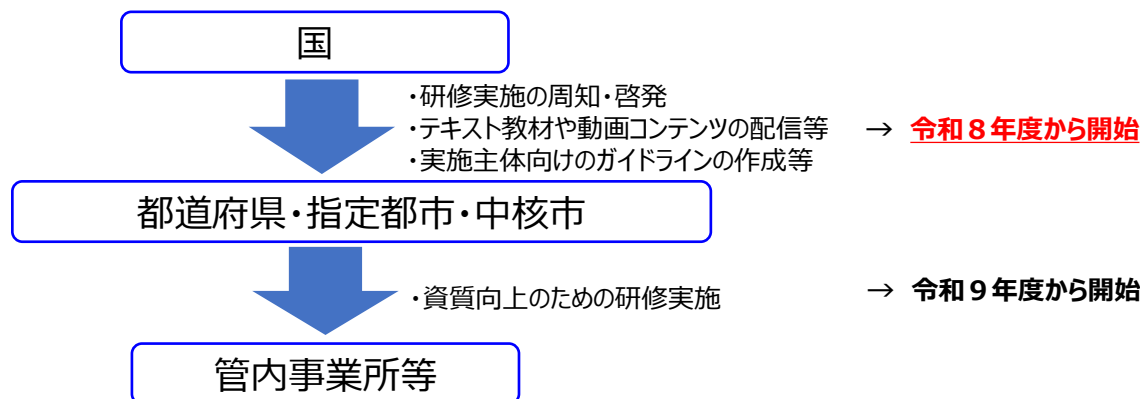
<こども政策推進事業委託費> 令和8年度概算要求額 1.1億円（－億円）

事業の目的

- 障害児通所支援については、事業所数、利用者数が飛躍的に増加し、都市部を中心に身近な地域で障害児支援を受けられる環境が大きく改善する一方で、支援の質の確保が課題となっている。
- このため、全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、全国共通の枠組みとして、障害児支援における研修体系の構築など支援人材の育成に向け、令和6年12月から「障害児支援における人材研修に関する検討会」を設置して検討を開始しており、令和7年度内に研修カリキュラム等を含む最終とりまとめを報告する予定である。
- 自治体においては、令和9年度より、本カリキュラムに基づく研修を実施することとしており、これに先立ち、全国共通の枠組みとした研修の円滑導入に向け、国における標準カリキュラムに基づくテキスト教材や動画コンテンツの作成、実施主体向けガイドラインの作成等による支援を実施する。

事業の概要

令和9年度における自治体研修の円滑導入に向け、自治体への指導者養成研修、自治体等への周知、動画コンテンツ作成等、国による支援を実施する。



実施主体等

国による委託（10/10）

<情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費> 令和8年度概算要求額 0.65億円（0.65億円）

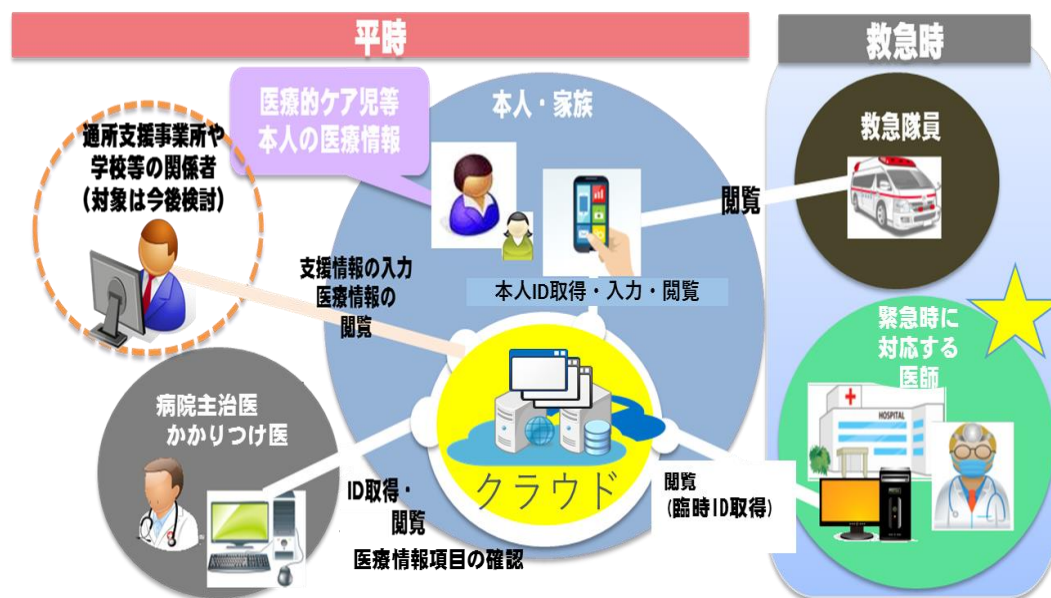
事業の目的

- 医療的ケアが必要な児童等（以下「医療的ケア児等」という。）が救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、かかりつけ医以外の医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにする。

事業の概要

- 医療的ケア児等の医療情報を、かかりつけ医以外の医師と共有するための「医療的ケア児等医療情報共有システム」（MEIS）について、運用・保守を行う。

※ MEIS : **M**edical **E**mergency **I**nformation **S**hareの略称



【基本情報画面】

The screenshot shows the 'MEIS 医療的ケア児等医療情報共有システム' interface. It includes a header with the system name and a navigation menu. The main content area displays '受入 太郎さんの基本情報' (Basic information of Mr. Taro). It lists '基本情報' (Basic information) and '常用薬 (医療項目)' (Regular medicine (Medical items)). A red box highlights the '処方箋画像等を取込可能' (Can import prescription images, etc.) feature.

●入力項目

- ①基本情報
本人情報、同居家族、介護者等
- ②手帳の所持 ※ 手帳画像を取込可能
- ③緊急連絡先
5箇所まで入力可能
- ④主治医・かかりつけ医
医療機関名、担当課、医師氏名、連絡先等
- ⑤関係機関等 (支援事業所等)
サービス種別、機関名称、担当者氏名、連絡先等
- ⑥常用薬 ※ 処方箋画像を取込可能
内服薬、禁忌薬等
- ⑦輸血・検査 ※ 検査画像を取込可能
輸血日、検査日、内容等
- ⑧診察情報
※ 人工呼吸器画像を取込可能
バイタルデータ、麻痺の有無、酸素投与、カニューレ詳細、人工呼吸器詳細等
- ⑨ケア情報
寝返り詳細、介助情報等

【救急サマリーのページ】

The screenshot shows the 'MEIS 医療的ケア児等医療情報共有システム' interface for the '救急サマリー' (Emergency Summary) page. It displays '受入 太郎さんの救急サマリー' (Emergency summary of Mr. Taro). The page includes a table for '緊急時対応情報' (Emergency response information) with columns for '項目' (Item), '内容' (Content), and '備考' (Remarks). A red box highlights the '救急サマリー' button.

【救急サマリーの出力イメージ】

The screenshot shows the output image of the '救急サマリー' (Emergency Summary) page. It displays a detailed summary of the patient's emergency information, including personal information, medical history, and current status. The output is formatted as a structured document with various fields and sections.

実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）